

Ⅷ. 合理的配慮の検討プロセスに関する取組

特別支援学級における交流及び共同学習に関する合理的配慮 の充実にに関する研究 (和歌山県)

目次

1. はじめに

- (1) 背景
- (2) 目的

2. 方法

- (1) 研究対象
- (2) 交流及び共同学習における合理的配慮の検討
- (3) 事前学習の内容及び実施
- (4) 交流及び共同学習の実施と個別の配慮の評価
- (5) つなぎ愛シートの合理的配慮との関連
- (6) 研究のスケジュール

3. 結果

- (1) A小学校の実践
- (2) B小学校の実践

4. 考察

- (1) 交流及び共同学習における合理的配慮の検討について
- (2) 事前学習の内容及び実施について
- (3) 交流及び共同学習の実施と個別の配慮の評価について
- (4) つなぎ愛シートの合理的配慮との関連について
- (5) 総合考察

引用・参考文献

資料

1. はじめに

(1) 背景

インクルーシブ教育システムは、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、その構築に向けて交流及び共同学習の推進が求められている。平成 29 年 3 月に公示された特別支援学校学習指導要領では、「交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。」と明示され、交流及び共同学習の一層の充実を図るよう規定された。交流及び共同学習は全校種において関連する学習であり、和歌山県ではこれまでも取り組まれてきたが、インクルーシブ教育システムの構築に向け、一層の充実が課題となっている。近年、表 8-1 の通り特別支援学級数が増加しており、特に、自閉症・情緒障害特別支援学級が 79 学級増と増加数は最も多い（和歌山県教育委員会，2014-2018）。交流及び共同学習は、ほとんどの特別支援学級で実施されているが、自閉症・情緒障害特別支援学級の児童生徒は、対人関係に困難さがあり、集団での活動に参加し難いことが多いという課題がある。また、小学校は学習内容に差が少なく、教科学習等にも参加し、交流及び共同学習が多く実施されていることから、更なる指導の充実が課題である。

表 8-1 和歌山県の公立小・中学校・義務教育学校 特別支援学級数の推移

	知的障害	自閉症・情緒障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	合計
平成 26 年度	263	188	21	7	4	483
平成 27 年度	272	211	27	8	5	523
平成 28 年度	285	235	28	9	6	563
平成 29 年度	301	250	32	7	5	595
平成 30 年度	299	267	32	10	6	614

合理的配慮は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（中央教育審議会報告，2012）において、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと」と示されている。交流及び共同学習を実施する際、合理的配慮の提供は、その子供が力を発揮し、授業に積極的に参加できるようになるためには重要なことである。合理的配慮の記載に関して、和歌山県では、特別支援学校版「つなぎ愛シート【個別の教育支援計画】」（教員向け）啓発リーフレット（和歌山県，2015）（資料 1）における「つなぎ愛シート（個別の教育支援計画）」（以下、つなぎ愛シートと記す。）を平成 30 年度より県内統一様式として活用している。合理的配慮の記載欄には、留意事項として、交流及び共同学習の実施に当たって必要と考えられる合理的配慮の内容については、個別性を踏まえて積極的に考え、記入するよう努めること（和歌山県，2015）が示されている。

個別の教育支援計画は教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、子供の教育的支援を一貫して行うための計画である。つなぎ愛シートにおける合理的配慮の記載内容を充実させていくことで、教員間での共通理解が図りやすくなり、より子供に応じた合理的配慮の提供につながると考えられる。

合理的配慮の決定では、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて、本人や保護者と可能な限り合意形成を図ることが望ましい（共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（文部科学省，2012））とされている。合意形成を図るために検討すべき課題は様々あるが、和歌山県では、小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童において、本人が自ら配慮が必要な状況を把握できなかつたり、保護者が授業での困難さを予想できなかつたりするため、本人・保護者からの意思の表明だけでなく、本人・保護者に対しての学校からの情報提供が合意形成するためには必要である。そうしたことから、筆者としては、現在行える工夫として交流及び共同学習で行われた子供の障害の状態や教育的ニーズに応じた配慮の成果や課題から、その子供に必要な配慮や支援を検討し見直すことで、つなぎ愛シートの合理的配慮の記載内容を充実させることが重要だと考えている。合理的配慮の記載内容が本人や保護者にとって必要な変更・調整で具体性のある明確な内容となれば、本人・保護者に対する十分な情報提供が可能となり、つなぎ愛シートが合意形成を図るツールとして更に重要なものになると考える。なお、本研究では、合理的配慮の充実のために検討した児童の障害の状態や教育的ニーズに応じた配慮を「個別の配慮」と記載する。また、交流及び共同学習における個別の配慮を行うための留意点を整理することで、適切な配慮が行われ、つなぎ愛シートにおける合理的配慮の記載内容が充実されやすくなると考える。

そこで、2018年度から開始された国立特別支援教育総合研究所の地域実践研究（学校における合理的配慮及び基礎的環境整備に関する研究（研究代表：横尾俊））の中で、和歌山県内の小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の交流及び共同学習に関して、個別の配慮を適切に実施し、つなぎ愛シートにおける合理的配慮の記載内容の充実させるための留意点を県内の小学校での実践を通じて整理することにした。

（２）目的

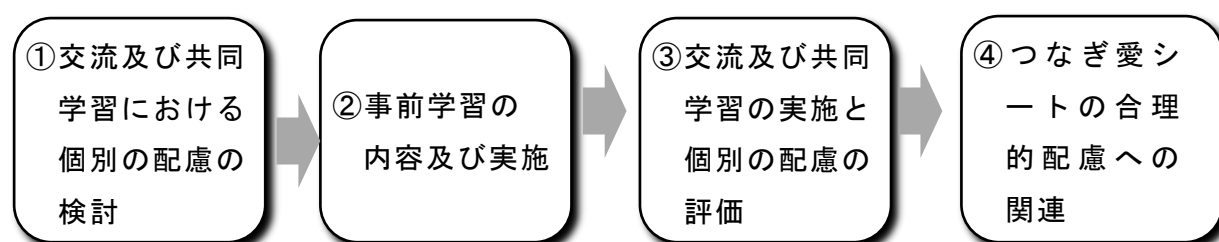
本研究では、小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の交流及び共同学習において、適切な個別の配慮を実施し、つなぎ愛シートの合理的配慮の記載内容を充実させるための留意点を県内の小学校での実践を通じて整理することを目的とする。具体的には、小学校の教員が自閉症・情緒障害特別支援学級在籍の児童を対象とした授業を行い、そこで必要とされる個別の配慮の検討や提供、評価の過程から考察し、つなぎ愛シートにおける合理的配慮の記載内容を充実させるための留意点を明らかにする。

2. 方法

本章では、和歌山県内の小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の交流及び共同学習において、小学校の教員が自閉症・情緒障害特別支援学級在籍の児童を対象とした授業を行い、そこで必要とされる個別の配慮の検討や評価の過程から考察し、つなぎ愛シートにおける合理的配慮の記載内容の充実のための留意点を明らかにするために、行う研究の対象や手順、方法について詳述する。なお、合理的配慮の提供の手順を検討する際には、「交流及び共同学習ガイド（文部科学省，2008）」、「地域実践研究交流及び共同学習の推進に関する研究」研究成果報告書（国立特別支援教育総合研究所，2018）」、「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）（国立特別支援教育総合研究所，2015）」を参考にして、図 8-1 のような手順で行い、それぞれについて、対象となる児童や教員の発言や行動から考察し、留意点を検討することとした。

地域実践研究員は、和歌山県内の小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の担任（特別支援学級担任）と交流及び共同学習の授業者（交流学級担任）に対し、コーディネーター的な役割として、打合せ会議や協議の進行及び必要に応じて提案や助言、記録を行い、合理的配慮の検討と提供、評価を進められるようにした。なお、本研究は国立特別支援教育総合研究所の倫理審査委員会の承認を経て実施した。

図 8-1 研究の手順



（１）研究対象

和歌山県内の交流及び共同学習において、小学校自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する児童とその担任及び交流学級担任等を対象とした。対象の児童については、自閉症・情緒障害特別支援学級の児童で、交流学級の児童とのコミュニケーションの更なる充実に向けて様々な学習に取り組んでいる児童とした。なお、こうした研究対象は、和歌山県教育委員会（県教委）とも協議を重ね、慎重に検討を行った上で決定した。具体的には、本研究の主旨を踏まえ、県教委が研究対象とする県内の小学校（後述する２校）を選定した。また、県教委から指定された小学校に対して、本研究の主旨に同意してもらうために訪問し、研究対象となる小学校自閉症・情緒障害特別支援

学級に在籍する児童及びその担任及び交流学級担任、教科担当教員（本研究では理科（後述））を決定した。なお、校数についても県教委と入念に検討し、2校で本研究を推進することにした。その理由は、合理的配慮提供の過程を詳細に記録することで小学校の交流及び共同学習の授業における具体的な課題を抽出でき、授業実践に即した留意点の検討を行うと、県内で同様な授業実践を行っている教員等に有用な知見を提供できると考えたからである。選定した学校の規模は、和歌山県内では同程度の規模の学校が複数該当するA小学校、B小学校とした。

以下、学校を訪問した際に聞き取りをして収集した情報により、A小学校、B小学校のそれぞれの学校の概要、対象児童について、対象の授業と教員について述べる。なお、対象児童の実態については、収集した情報に合わせて、個別の教育支援計画、個別の指導計画により整理した。

1) A小学校

① A小学校の概要

A小学校は、学級数25学級未満の小学校で、自閉症・情緒障害特別支援学級2学級、その他には知的障害特別支援学級、通級指導教室が設置されている。特別支援教育に関する校内支援体制として、特別支援教育支援員2名が配置されている。毎週木曜日に通常の学級から挙がってきた週案を基に、交流及び共同学習の学習内容や支援体制の確認、特別支援学級の週案の作成を行っている。特別支援教育に関する校内研修として、特別支援学級担任が企画し、全職員に対し年1回以上実施している。校内における交流及び共同学習について、特別支援学級在籍の児童は全員実施しており、給食は基本的に交流学級で過ごすことになっている。保育所からの付き合いの児童が多く、休み時間には特別支援学級の児童にごく自然に声を掛ける姿が多々見られる。

② 対象児童について

（ア）対象児童の実態

対象の児童については、自閉症・情緒障害特別支援学級の児童で、交流学級の児童とのコミュニケーションの更なる充実に向けて様々な学習に取り組んでいる1年生の児童を対象（以下、X児とする）とした。X児は、特定の友達と遊ぶ傾向があり、交流学級では静かに座っていることが多い児童である。なお、自分の感情のコントロールや自分の気持ちを伝えることに課題があるが、こうした点は教員も配慮するようにしている。特筆すべきこととして、視覚支援での指示は理解し易く、絵を描くのが得意である。

（イ）交流及び共同学習の取組状況

体育、音楽、図画工作、外国語活動、内容によって生活、特別活動（給食、学校行

事)は、1年生の交流学級と交流及び共同学習を行っている。交流及び共同学習では、主に交流学級担任が授業を行っており、必要に応じて特別支援学級担任や支援員が支援している。

交流学級は、授業中の発言や友達同士で関わる姿も多く、授業に向かう姿勢が感じられる学級である。また、発音が不明瞭になることがある友達の発言に対しては、耳を傾け、聞こうという姿勢が見られる学級である。休憩時間でも特別支援学級の児童と自然に話し、しっかりとした関わりがもてている。なお、X児とも、仲の良い友達が数名おり、特別支援学級の児童のロッカーを用意されており、掲示物を交流学級の児童と一緒に掲示している。

(ウ) つなぎ愛シート（個別の教育支援計画）

つなぎ愛シートに保護者と合意形成を行った合理的配慮を以下のように記載していた。(表 8-2)

表 8-2 X児のつなぎ愛シートの合理的配慮

・交流学級で学習の際には、必要に応じて担任や支援員が付き添い、支援を行う。教員がX児と周囲の子供をつなぐ役割を果たすことや、X児の気持ちを受け止めて代弁したり、活動の手本を示したりすることを通して、友達との関わりを増やしていけるようにする。
・交流学級担任や支援員と連携を密に取り、そのときそのときのX児の様子に合わせて柔軟に対応できるようにする。必要に応じて、作業療法士や言語聴覚士の助言をいただき、学校での指導に生かす。

③ 対象の授業と教員

(ア) 対象の授業

実施している交流及び共同学習の中で、友達と関わる活動が設定し易く、対象児童が興味のある描画等で力を発揮し易い図画工作科の「新聞であそぼう」の単元を対象の授業とした。特別支援学級と交流学級の本時の目標を表 8-3 に示す。

表 8-3 図画工作の学習目標（本時の目標）

交流学級	特別支援学級
・やぶいた新聞紙の形をいろいろなものに見立て、表現することができる。 ・友達の考えや思いに寄り添い、よりよい人間関係を築く中で、多様な発想に触れ、豊かに表現することができる。	・やぶいた新聞紙の形をいろいろなものに見立て、表現することができる。 ・友達とのやりとりを通して、楽しく創作活動に取り組むことができる。

（イ）対象の教員

担任の自閉症・情緒障害特別支援学級担任は、教員経験 15 年未満で、特別支援教育担当経験 5 年未満であった。なお、交流学級担任は、教員経験 10 年未満（特別支援教育担当経験無）であった。

2) B 小学校

① B 小学校の概要

B 小学校は、学級数が 10 学級未満の小学校で、自閉症・情緒障害特別支援学級が 1 学級、その他には知的障害特別支援学級が設置されている。自閉症・情緒障害特別支援学級には、児童 1 名（以下、Y 児と記す）が在籍している。特別支援教育の校内支援体制として、特別支援教育支援員が 1 名配置されている。特別支援学級担任と交流学級担任が交流及び共同学習の単元や教員の体制等の打合せ後、それぞれ週案を作成し、情報共有している。各学年 1 学級であるため、校内施設の使用や教員の体制等について柔軟な対応ができています。また、地域の方からの協力も広く得られており、地域での児童の様子について情報が入り易い。休憩時間には、『みんな遊び』として、全校で一緒に遊べる機会が設けられている。

② 対象児童の実態

（ア）対象児童の実態

自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍し、交流学級の児童とのコミュニケーションの更なる充実に向けて様々な学習に取り組んでいる 4 年生の児童を対象児（Y 児）とした。Y 児は、教員や特定の友達と話す傾向がある。交流学級では、初めての活動や慣れない活動への参加や自分の気持ちの表現、言葉での指示や文章の内容の理解への配慮を教員等が行っている。特筆すべき事項として、好きなキャラクターを活用して、終わりの会で一日の振り返りができている。

（イ）交流及び共同学習の取組状況

理科、社会、体育、音楽、図画工作、総合的な学習の時間、特別活動（給食、学校行事）を 4 年生の交流学級と交流及び共同学習を行っている。理科、音楽については、教科専科の教員が授業を行っている。

交流学級は、第 4 学年の 10～15 名の学級で、友達同士仲が良く、関わりが多くみられる。わからないことがあるとすぐに教員にたずねる児童が多い。Y 児に対しては、配慮をしなければと気を使っている様子がみられる。Y 児が嫌がることや無理なことを要求することはなく、休憩時間に特別支援学級の教室に遊びに来て Y 児と追いかっこをする児童も複数いる。理科や音楽等の教室移動の際は、一緒に移動することが習慣となっている。給食当番は、Y 児と一緒に分担して行われている。

（ウ）つなぎ愛シート（個別の教育支援計画）

つなぎ愛シートについては、年度当初に本人の願い・保護者の願いとして、挨拶ができること、ルールを守ること、一人でできること、少しでも友達と関わって欲しいことを把握した上で作成されており、対象児童の実態で上述したように交流学級では、初めての活動や慣れない活動への参加や自分の気持ちの表現、言葉での指示や文章の内容の理解への配慮を教員等が行っている。

③ 対象の授業と教員

（ア）対象の授業

実施している交流及び共同学習の中で、友達と関わる活動や実験等で体験活動が設定し易い理科の「ものの温度と体積」の単元を対象の授業とした。特別支援学級と交流学級の本時の目標を表 8-4 に示す。

表 8-4 理科の学習目標（本時の目標）

交流学級	特別支援学級
・空気は温めたり冷やしたりするとその体積が変わることを理解する。 ・実験グループの児童がお互いに協力して安全に実験する。	・空気は温めたり冷やしたりするとその体積が変わることを理解する。 ・友達と関わって安全に実験する。

（イ）対象の教員

担任の自閉症・情緒障害特別支援学級担任は、教員経験 10 年未満で、特別支援学級経験 5 年未満であった。理科担当教員は、教員経験 15 年未満（特別支援学級等経験無）であった。

（２）交流及び共同学習における個別の配慮の検討

研究協力校での交流及び共同学習における個別の配慮について、検討手順について述べる。なお、事前には対象児（X 児，Y 児）について十分な情報を得た上で、交流及び共同学習における合理的配慮の検討を行った。具体的には、つなぎ愛シートと個別の指導計画を基に、特別支援学級担任から地域実践研究員が説明を聞いた上で、交流及び共同学習における合理的配慮を検討した。

次に、特別支援学級担任と交流学級担任の打合せ時間が確保し難いという状況を把握したため、事前の打合せより、情報共有できるように独自に作成した図 8-2 の交流及び共同学習における個別の配慮検討シート（以下、個別の配慮検討シートと記す。）を使用し、表 8-5 に示す①から③の手順で記述することで交流及び共同学習における個別の配慮の検討を進めていくことにした。なお、授業後には内容の見直しを行うために、個別の配慮が適切だったかを評価する欄を作成した。児童生徒の困難さから段階を追って配慮を検討できるようにするとともに、個別の配慮検討シート（図 8-2）に

書き込むことで、検討内容を整理しながら、その過程を視覚的に表せるようにした。
1～2回の訪問で、合わせて90分程度で作成した。なお、打合せ内容は、ICレコーダーで記録し、逐語録を作成した。

(児童名) [月 日 () 時間目]

教科・ 単元名	交流学級		特別支援学級	
	単元名、本時の目標を特別支援学級担任と交流学級担任がそれぞれ記入する			
本時の 目標	単元名、本時の目標を特別支援学級担任と交流学級担任がそれぞれ記入する			
学習活動	予想される 困難さ	・要因として考えられること ◎得意なこと、できること	検討した配慮	評価 ○△
学習活動は授業者が記入する	① 困難さを予想する。	② 困難さに関連する児童の実態を整理し、個別の配慮を検討する		授業後に個別の配慮の評価をする。
		③ 授業の見直しと個別の配慮の決定をする		

☆個別の配慮 ★学級全体への支援

個別の配慮の評価…○効果的だった。 △改善が必要。

図 8-2 交流及び共同学習における個別の配慮検討シート

表 8-5 個別の配慮の検討の流れ

実施項目	実施内容
① 困難さを予想する	特別支援学級担任が、学習活動から予想される困難さを挙げ、「予想される困難さ」欄に記入する。 困難さに関連する児童の実態を「要因と考えられること」「できること・得意なこと」に沿って挙げ、記載する。
② 困難さに関連する児童の実態を整理し、個別の配慮を検討する	困難さに関連する児童の実態を「要因と考えられること」「できること・得意なこと」に関して、記載する。 困難さに関連する児童の実態を参考に、必要と思われる配慮を検討し、「検討した配慮」欄に記載する。
③ 授業の見直しと個別の配慮の決定をする	検討した配慮が交流学級在籍の児童にも活用できるか授業を見直し、学級全体の支援については★、対象児童に提供する個別の配慮については☆を記す。

(3) 事前学習の内容及び実施

交流及び共同学習を円滑に進めるために、実際の活動の内容及び役割分担等について、事前学習をすることが大切である（交流及び共同学習ガイド（文部科学省，2008））。そのため、個別の配慮を検討した上で、必要と考えられる場合には、交流及び共同学習に向けた事前学習を計画し、実施した。

実施に当たっては、授業計画を立て、特別支援学級担任と地域実践研究員がメール等で連絡を取りながら指導略案を作成し、授業では地域実践研究員が児童の行動及び教師の指導の様子を授業の記録用紙（図 8-3）に記録した。

日 時	平成 年 月 日 () : ~ :	場 所	
単 元 名			
本時の 目 標			
段 階	学習活動及び教師の動き	対象児童の行動記録	
導 入			
展 開			
ま と め			

図 8-3 授業の記録用紙

(4) 交流及び共同学習の実施と個別の配慮の評価

特別支援学級担任と交流学級担任、地域実践研究員とで作成した個別の配慮検討シート（図 8-2）を基に、交流及び共同学習を 1 回実施した。当日の児童の行動に関しては、地域実践研究員が授業の記録用紙（図 8-3）に記録した。

対象とした交流及び共同学習の授業の終了後、個別の配慮を行うための留意点を明らかにするために、特別支援学級担任と交流学級担任、地域実践研究員で 60 分程度、個別の配慮の評価について協議を行った。協議の内容は、I C レコーダーで記録し、逐語録を作成した。

個別の配慮の評価については、つなぎ愛シートにおける合理的配慮の記載内容を充実させるため、合理的配慮の視点で評価することとした。合理的配慮として満たすべき観点として、「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究」（国立特別支援教育総合研究所，2014）の中で次の 4 観点が挙げられている。具体的には、「①障害のある児童生徒について一般的に必要とされる配慮に留まることなく、個々の子どもの実態や教育的ニーズに焦点をあてた配慮が行われていること」、「②児童生徒の成長段階や状況の変化に応じて、合理的配慮について継続的に検討・修正しながら対応を行っていること」「③既存の制度

や現状での基礎的環境整備を有効に活用し、小・中学校の設置者の予算で対応できていること」「④障害のある児童生徒に合理的配慮を行うことで、当該児童生徒の学習目標の実現・達成に資していること。」である。本研究では、対象児童の実態や教育的ニーズに焦点を当てた検討をしているとともに、対象の授業を絞った上で交流及び共同学習における配慮として対象児童にとって効果的だったのか、必要だったのかを評価するため、4つ目の観点に位置付けられる「交流及び共同学習の学習目標の達成に役立つこと」を中心として個別の配慮の評価を行った。なお、今回の研究では、「合理的配慮の観点」と区別するため、「評価の観点」を「評価の視点」と表記する。

特別支援学級担任と交流学級担任、教科担当教員、地域実践研究員が個別の配慮検討シート（図 8-2）に記録した内容と地域実践研究員が授業の記録用紙（図 8-3）に記録した内容を用いて評価した。個別の配慮が、対象授業における X 児の学習目標を達成するために、効果的だった場合は「○」、効果が確認できないあるいは改善が必要な場合は「△」を記載した。（図 8-2 「評価」欄を参照）

（５）つなぎ愛シートの合理的配慮との関連

個別の配慮の評価を基に、つなぎ愛シートの合理的配慮への関連を特別支援学級担任から 60 分程度で意見を伺った。ＩＣレコーダーで記録し、逐語録を作成した。

（６）研究のスケジュール

特別支援学級担任と交流学級担任、理科教科担当との打合せを表 8-6 に示したスケジュールで実施した。A 小学校では、特別支援学級担任と交流学級担任が同席して、個別の配慮の検討と協議を行った。同様に、B 小学校では、特別支援学級担任と理科教科担当と交互で打合せを行い、個別の配慮の検討を行った。協議は両者同席で実施した。

表 8-6 訪問スケジュール

実施内容	A 小学校	B 小学校
情報収集・授業参観	8/6（月）8:20～10:00	8/9（木）14:00～16:00 8/23（木）13:30～15:30
情報収集	8/7（火）13:30～16:30	9/11（火） 11:30～12:15 理科担当教員 13:55～15:20 特別支援学級担任
個別の配慮の検討	8/23（木）9:30～11:30	
事前学習の実施	9/12（水）11:00～12:30 4 時間目 自立活動	10/10（水）10:40～11:25 3 時間目 自立活動
交流及び共同学習の実施 と個別の配慮の評価	9/14（金）13:30～17:00 5 時間目 図画工作	10/12（金）9:40～12:00 3 時間目 理科
つなぎ愛シートの合理的 配慮への関連	1/11（金）16:00～17:00	1/11（金）10:30～11:30

3. 結果

本章では、和歌山県内の小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の交流及び共同学習において、小学校の教員が自閉症・情緒障害特別支援学級在籍の児童を対象とした授業を行い、そこで必要とされる個別の配慮の検討や評価の過程から考察し、留意点を明らかにするためにを行った実践の結果を学校別に記述する。

(1) A 小学校の実践

1) 交流及び共同学習における個別の配慮の検討の結果

A 小学校では、特別支援学級担任と交流学級担任が同席し、地域実践研究員がコーディネーター的な役割を果たしながら、交流及び共同学習における個別の配慮の検討を進めた。

① 予想される困難さ

特別支援学級担任により、交流学級担任が計画した学習活動からX児の予想される困難さが挙げられた。具体的には、先に効果的と考えられる手立てを挙げた後、その手立てに対応する困難さについて挙げられた。授業づくりの際、困難さが予想される場合、「何を使ったらこの子はできるのかを考える。」と特別支援学級担任は述べており、手立てと関連させた検討が多いことが伺えた。特別支援学級担任が挙げた困難さと手立てを表 8-7 に示す。

表 8-7 特別支援学級担任が挙げた予想される困難さと手立て

予想される困難さ		手立て
困難さ①	授業全体として、活動に見通しがもてず不安になる。	本時の活動の流れを示す。 (視覚支援)
困難さ②	グループ等での話し合いの際に、X児が意見を言えない。	話し合いの際、教員がX児の傍で発言をサポートする。

② 個別の配慮の検討

表 8-7 の予想される困難さに関して、X児の実態を関連させ、交流及び共同学習における個別の配慮を特別支援学級担任と交流学級担任、地域実践研究員で話し合った。

個別の配慮の検討に関して、特別支援学級担任は、「X児の困難さの要因とできることを挙げた上で検討したことが重要であった。」と述べた。また、両教員とも「教員間の連携により、お互いの指導方法やX児の実態や困難さを共有する必要がある」と述べていた。

困難さの要因からX児のできていることを関連させて検討することで、個別の配慮

を検討できることがわかった。また、つなぎ愛シートの情報を共有したことで、合理的配慮を関連させて検討できた。特別支援学級と交流学級のX児の実態を共有することで、特別支援学級担任が困難さを予想した際に挙げた配慮（2つ）よりも多くの配慮（5つ）を検討できた。

予想される困難さに関して、検討した内容と配慮を表 8-8 に示す。

表 8-8 予想される困難さからの検討内容と検討した配慮

予想される困難さ	検討内容	検討した配慮
困難さ① 授業全体として、活動に見通しがもてず不安になる。	活動に見通しがもてなくなるのは、X児の実態として、言葉のみの指示は聞き取りにくいことが要因であると考えられた。そこで、X児は特別支援学級において、文字は平仮名の拾い読みで理解し難いものの、イラスト等の視覚的な情報では理解につながり易いことから、活動の流れをイラスト付きで示すことで、活動に見通しがもてるようになると考えた。特別支援学級担任が、交流学級担任に対し絵に描いて説明しながら、授業の流れを示すカードの活用を提案した。見通しをもつことに効果的であると教員間で確認できたため、活動の流れをイラスト付きのカードで示す配慮を行うこととした。	活動の流れをイラスト付きのカードで示す。
	X児は一斉指導では言葉のみの指示は聞き取り難いことから、教員に注目することで説明を聞くことができ、見通しをもつことができると考えた。学級全体への説明の際にはX児に一度は質問することで、注目できるようになると考えた。よって、全体への説明の際、注目できるように、友達の発言に対してX児に確認を求めることとした。	全体への説明の際、注目できるように、友達の発言に対してX児に確認を求める。

表 8-8 予想される困難さからの検討内容と検討した配慮（続）

困難さ② グループ等での話し合いの際に、X児が意見を言えない。	X児は、特定の友達と関わる傾向にあるという実態が話し合いに参加し難い要因であると考えた。そこで、交流学級担任から以前の交流及び共同学習において、仲の良い友達を含む5名の話し合い活動では自分から発言していたことが情報提供されたため、話し合い活動では、3～5名のグループ編成とし、仲の良い友達をグループに入れることが効果的であると教員間で確認できた。よって、話し合い活動の際は、慣れた友達を含む3～5名のグループを設定することとした。	話し合い活動の際は、慣れた友達を含む3～5名のグループを設定する。
	話し合い活動で、X児が意見を言えないのは、自分の思いを表現することに課題があることも要因であると考えられた。つなぎ愛シートの合理的配慮には友達との関わりに関して、「教員がX児と周囲の子供をつなぐ役割を果たすことや、X児の気持ちを受け止めて代弁したり、活動の手本を示したりする」（表 8-2）と記載されており、特別支援学級でも効果的な支援として行っていることから、特別支援学級担任が支援をすることでX児が意見を言えると考えた。教員の具体的な支援の方法として、X児の発表を促したり、言葉を補ったりすることを確認した。よって、友達との話し合い活動や発表で、X児が発言しようとする際、特別支援学級担任が発表を促したり言葉を補ったりすることとした。	友達との話し合い活動や発表で、X児が発言しようとする際、特別支援学級担任が発表を促したり言葉を補ったりする。
	X児は、経験したことは理解し易くなることから、事前に特別支援学級で話し合い活動の学習をし、見立て活動や発表の方法を知っておくことで、図画工作での話し合いの際に自分の意見を言いやすくなると考えた。よって、話し合い活動に参加できるように、事前に特別支援学級で、見立て活動や話し合いの学習をすることとした。	話し合い活動に参加できるように、事前に特別支援学級で、見立て活動や話し合いの学習をする。

表 8-9 交流及び共同学習における個別の配慮検討シート

(A 小学校 X 児) [図画工作 9 月 14 日 (金) 5 時間目]

教科・ 単元名	交流学級		特別支援学級	
	図画工作『新聞紙であそぼう』		図画工作『新聞紙であそぼう』	
本時の 目標	・やぶいた新聞紙の形をいろいろなものに見立て、表現することができる。 ・友達の考えや思いに寄り添い、よりよい人間関係を築く中で、多様な発想に触れ、豊かに表現することができる。		・やぶいた新聞紙の形をいろいろなものに見立て、表現することができる。 ・友達とのやり取りを通して、楽しく創作活動に取り組むことができる。	
学習活動	予想される 困難さ	・要因として考えられること ◎得意なこと、できること	検討した配慮	評価 ○△
・教師がやぶった新聞紙が何に見えるか考える。 ・本時の活動内容を知る。 ・グループで新聞紙をやぶって何に見えるか意見を出す。 ・ペアの友達がやぶった新聞紙が何に見えるかを考える。 ・作品を模造紙に、貼って描き加える。 ・グループ内で自分の作品を発表する。	① 授業全体として、活動に見通しがもてず不安になる。	・言葉のみでの指示は聞き取れないことがある。 ・文字は拾い読みでゆっくり読み、五文字程度の言葉は理解できる。 ◎具体的な説明や視覚情報は分かり易い。(文字は分かり難い) ◎一斉指導より個別対応の方が理解し易い。 ◎経験したことは理解し易い。	★活動の流れをイラスト付きのカードで示す。 (ア) ☆全体への説明の際、注目できるように、友達の発言に対して X 児に確認を求める。	△
	② グループ等での話し合いの際に、X 児が意見を言えない。	・自分の思い等語彙を広げ、表現することが課題である。 ・特定の友達と関わる傾向がある。 ・言葉のみでの指示は聞き取れないことがある。 ・文字は拾い読みでゆっくり読み、五文字程度の言葉は理解できる。 ◎3～5名の少人数では話し易い。 ◎慣れた友達とは話し易い。 ◎絵を描くことが得意である。 ◎一旦文章にすると発表することができる。 ◎教師が言葉を補ったり質問したりすることで発表できる。 ◎経験したことは理解し易い。 ◎具体的な説明や視覚情報は、分かり易い。イラストと吹き出しを活用した説明は理解し易い。	(イ) ☆話し合い活動の際は、慣れた友達を含む3～5名のグループを設定する。 (ウ) ☆友達との話し合い活動や発表で、X 児が発言しようとする際、特別支援学級担任が発表を促したり言葉を補ったりする。 (エ) ☆話し合い活動に参加できるように、事前に特別支援学級で、見立て活動や話し合いの学習をする。	○
				○
				○

☆個別の配慮 ★学級全体への支援

個別の配慮の評価…○効果的だった △改善が必要

③ 授業の見直しと個別の配慮の決定

A 小学校では、具体的な合理的配慮を主に特別支援学級担任が検討しながら、それに合わせて学習活動の修正点について授業者である交流学級担任により検討された。

検討した個別の配慮を交流学級在籍の児童にも必要かを見直した結果、交流学級在籍の児童の中に活動に見通しをもち難い児童が複数名いるため、「活動の流れをイラストと文字のカードで示す。」が有効であると交流学級担任は考え、学級全体へ提示する支援とした。特別支援学級担任と交流学級担任は、一人の児童に応じた配慮が交流学級在籍の困難さが認められる児童や全体への支援に関連することに対して、「支援や指導の対象を焦点化できた。」と述べ、新たな視点がもてたようだった。

なお、検討した配慮のうち、学級全体への支援としたものについては、表 8-9 において「★（学級全体への支援）」で示し、個別の配慮については、「☆（個別の配慮）」で示す。

以上のことより、見直しをしたことで、個別の配慮や学習の支援の対象が明確になり、教員の役割や指導方法が明確になった。

次に、検討した個別の配慮の中で必要と考えた、交流及び共同学習の事前学習について述べる。

表 8-10 自立活動の学習指導略案（事前学習）

指導者 特別支援学級担任			
日時	平成 30 年 9 月 12 日（水） 4 時間目	場所	自閉症・情緒障害特別支援学級教室
単元名	どンドン話そう しっかり聴こう		
本時の目標 （全体の目標）	石を他のものに見立てたり、自分の考えを発表したりする活動を通して、 図画工作に自信をもって取り組んだり、友達に自分の意見を伝えたりで きる。		
個々の目標 （X児）	図画工作の話し合い活動に参加できるように、自分の考えを友達に 伝えたり、相手の意見を最後まで聞いたりする方法が分かる。		
段階	学習活動	学習上の支援及び留意点（X児）	
導入	○ 提示した石が何に見えるか、 みんなで意見を出し合う。	・意見が出てこない場合は選択肢を示 し、選ばせる。	
	○ めあてを確認する。	・活動の流れをカードで提示する。 めあてを読むことで注意を持続でき る	
	○ 見立て方の説明を聞く。	・困ったときは近くの子と相談してよ いことを伝える。	
	○ たくさんある石の中から、 お気に入りの石を見つけ、何の 形に見えるか考える。	・見立てたもののものをホワイトボードに 書くことで、考えを整理する。	
	○ 自分が何に見立てたか、発表 する。	・発表の方法について、簡単な話型 イラストと吹き出しを使用して 掲示したり担任が例示したりするこ とで発表の参考にさせる。	
展開	○ 石を何かに見立ててクレヨン で絵を描き込む。	・てることが難しい場合は、友達から の意見を選択肢として提示し、選ば せる。	
	○ 次回の予告をする。		
まとめ			
〈教室配置図〉			
黒板 特別支援 学級担任 X児 ブルーシート、石			

2) 事前学習の内容及び実施の結果

個別の配慮の「(エ) 話し合い活動に参加できるように、事前に特別支援学級で、見立て活動や話し合いの学習をする。」について、特別支援学級においてX児への事前学習を計画し実施した。

① 事前学習の目標

個別の配慮の「(エ) 話し合い活動に参加できるように、事前に特別支援学級で、見立て活動や話し合いの学習をする。」に関する事前学習の目標を図画工作につなげられるように、「図画工作の話し合い活動に参加できるように、自分の考えを友達に伝えたり、相手の意見を最後まで聞いたりする方法が分かる。」とした。

事前学習の目標は、X児の自立活動の区分（特別支援学校学習指導要領（文部科学省，2017 a））の「心理的な安定」、「人間関係の形成」「コミュニケーション」に該当していた。X児の課題である意思の表出や友達の話を聞く力、集団に参加していける力を身に付けさせたいため、自立活動の時間における指導で実施することとした。表8-10に事前学習の指導略案を示す。

② 事前学習での実施結果

単元は、「どんどん話そうしっかり聴こう」として、図画工作「新聞紙であそぼう」の授業に向けて、1時限分で計画した。話し合い活動は、慣れた友達と関わりながら学習することが、X児には効果的であるため、同様に図画工作「新聞紙であそぼう」を学習する同じ特別支援学級に在籍する1年生の児童6名と共に実施することとした。

特別支援学級担任は、図画工作の目標達成につながるように、事前学習において次の2つの授業の工夫をしていた。一つは、図画工作「新聞紙であそぼう」で活動の流れを示すカードを使用するため、よりX児の理解につなげられるように、事前学習でも同じ形式のカードを示して、活動の流れを説明することとした。もう一つは、X児はイラストと吹き出しを活用することで会話の流れが理解しやすいため、事前学習の発表方法の説明の際には、イラストと吹き出しを提示して説明することとした。

X児は、活動の流れを示すカードで説明を聞いたり、同じ学級の友達と活動したりしたことで、落ち着いて授業に参加することができていた。目標の「図画工作の話し合い活動に参加できるように、自分の考えを友達に伝えたり、相手の意見を最後まで聞いたりする方法が分かる。」について、X児は、特別支援学級担任がイラストと吹き出しを使って説明した発表方法に沿って、選んだ石を「これは、恐竜の足に見えます。」と発表することができた。

事前学習の実施により、図画工作と関連させて学習目標を具体的に設定することで、学習活動の流れや指導方法等が授業間で関連させて実施されることが確認できた。次に行う図画工作「新聞紙であそぼう」では、上述のような発表の方法をイラストや吹

き出しを活用して説明する効果的な指導方法に留意した指導略案の作成が必要であることが確認できた。

表 8-11 図画工作科 学習指導略案（交流及び共同学習）

学 級	交流学級 第1学年 自閉症・情緒障害特別支援学級	指導者	交流学級担任 特別支援学級担任
日 時	平成30年9月14日（金）13:55～14:40	場 所	交流学級第1学年教室
単元名	新聞紙であそぼう 本時 1 / 2		
本時の 目 標	交流学級	特別支援学級	
	- やぶいた新聞紙の形をいろいろなものに見立て、表現することができる。 - 友達の考えや思いに寄り添い、よりよい人間関係を築く中で、多様な発想に触れ、豊かに表現することができる。	- やぶいた新聞紙の形をいろいろなものに見立て、表現することができる。 - 友達とのやりとりを通して、楽しく創作活動に取り組むことができる。	
段 階	学 習 活 動	支援及び留意点 ◇評価〈 〉評価方法	X児に対する 個別の配慮
導 入	○教師がやぶった新聞紙が何に見えるか考える。	- 大胆にやぶることで興味をひく。 1つのものが人によって様々なものに見えることに気づかせる。 ◇【関】新聞紙の形を基に、見立てることを楽しもうとしている。〈発言・観察〉	（ア）☆全体への説明の際、注目できるように、友達の発言に対してX児に確認を求める。
	本時のめあて： なにに みえるかな		
展 開	○本時の活動内容を知る。	★授業の流れをイラスト付きのカードで示す。 ・やぶり方のルール（「ふん」と言ってやぶる）を示す。	（イ）☆話し合い活動の際は、慣れた友達を含む3～5名のグループを設定する。
	○グループで新聞紙をやぶって、何に見えるか意見を出す。 ○ペアの友達がやぶった新聞紙が何に見えるかを考える。	◇【発】向きを変えたり、裏返したりしながら、いろいろなものを思い付いている。〈観察〉 ・作為的にやぶらないように、やぶった新聞紙を友達と交換して、見立てるようにする。	（ウ）☆友達との話し合い活動や発表で、X児が発言しようとする際、特別支援学級担任が発表を促したり言葉を補ったりする。
	○作品を模造紙に貼って、描き加える。	・新聞紙や模造紙にクレヨンで、描き加えてもよいと伝える。	（エ）☆話し合い活動に参加できるように、事前に特別支援学級で、見立て活動や話し合いの学習をする。
ま と め	○自分の作品を発表する。	・発表の方法を説明する際は、イラストと吹き出しを用いる。 ・グループで発表する。 ・発表する順番を決める。	
準備物	新聞紙、クレヨン、のり、模造紙、活動の流れを示すカード		

☆個別の配慮 ★学級全体での支援 下線…事前学習実施後に見直した内容

3) 交流及び共同学習の実施と個別の配慮の評価の結果

① 交流及び共同学習の事前準備と実施

事前学習の実施後に特別支援学級担任と交流学級担任で打ち合わせをし、発表方法をイラストと吹き出しを使って説明することでX児が理解して取り組めたことを確認し、図画工作「新聞で遊ぼう」の見直しをした。見直した内容は以下の点（表 8-12）である。見直し事項については、指導略案に記載し、学習上の支援として実施することとした。

表 8-12 事前学習実施結果による交流及び共同学習（図画工作）の見直し事項

見直し事項	発表方法の説明を図画工作でもイラストと吹き出しを使って行う。
-------	--------------------------------

教材の準備について、X児への配慮として必要とされた授業の流れを示すカードは、特別支援学級担任が作成や準備をした。なお、授業全体に関わる新聞紙や模造紙等の教材については、交流学級担任が準備した。

以上の事前学習からの修正や教材準備をした上で、表 8-11 に示した指導略案に沿って授業を実践した。次に、授業実践における個別の配慮の評価を述べる。

② 個別の配慮の評価

個別の配慮に関して、「交流及び共同学習の学習目標の実現・達成に役立つこと」の視点で、特別支援学級担任と交流学級担任、地域実践研究員が個別の配慮検討シート（表 8-2）と授業記録用紙（図 8-3）に地域実践研究員が記載した記録を用いて評価した。授業記録に関しては、個人情報にも触れていることから、ここでの紹介は省略する。評価の結果を表 8-13 に示す。

X児の実態に応じて検討された個別の配慮については、学習目標の達成に役立つ配慮を設定することができており、効果的であったと評価することができた。支援方法を具体的に学習指導略案に表記し、行う意図を教員間で共有することで、教員が入れ替わってもX児に継続して支援できることが確認された。X児が集団に参加できるように、グループ編成を工夫する等交流学級の環境を整備することも効果的であった。交流及び共同学習と事前学習の指導方法や教材を共有することで、X児の見通しや理解のし易さにつながっていたことが確認された。

表 8-13 個別の配慮の評価

個別の配慮	評価の理由	評価
(ア) 全体への説明の際、注目できるように、友達の発言に対してX児に確認を求める。	交流学級担任がX児に確認を求めた際は注目したが、数分後には手元の新聞紙等に注意が向き、教員の説明に集中できていなかった。図画工作の目標達成のためには、教員の説明により活動の見通しをもつことが重要で、説明を理解するための配慮を検討する必要があった。授業内では、制作工程を手本として示したり、活動の流れをカードで示したりしたことが説明の理解に効果的であった。注目するだけでは、説明の理解につながらないというX児の実態を的確に把握しておく必要があった。よって個別の配慮として見直しが必要であるため、評価を「△（改善が必要）」とした。	△

表 8-13 個別の配慮の評価（続）

(イ) 話し合い活動の際は、慣れた友達を含む3～5名のグループを設定する。	慣れた友達がもっている新聞紙を「富士山やな。」と話し掛けたり、その友達に絵の描き方のアドバイスをしたり、普段は関わりの少ない友達に新聞紙を見せて話し掛けたりと、自分から関わる姿が見られた。学習目標の「友達とのやりとりを通して、楽しく創作活動に取り組むことができる。」の達成に役立ち、遠足や調理実習等、他教科でも配慮したい内容であるとし、評価を「○（効果的に実施できた）」とした。	○
(ウ) 友達との話し合い活動や発表で、X児が発言しようとする際、特別支援学級担任が発表を促したり言葉を補ったりする。	話し合い活動では、特別支援学級担任が質問をすることで、グループの友達に聞こえる声で新聞紙を見立てたものの名前を伝えることができた。X児が友達にアドバイスをしようとする際、特別支援学級担任が友達の注意をX児に向くよう話し掛けるとともに、紙をX児に渡すことで、友達が書き方に悩んでいた亀の甲羅の模様をX児が紙に見本として描いて、伝えることができた。特別支援学級担任と交代し、交流学級担任がX児のグループに入った際も、X児に質問し、発言を促していた。学習目標の「友達とのやりとりを通して、楽しく創作活動に取り組むことができる。」の達成に役立ち、今後も話し合い活動や発表では、必要な配慮であるとし、評価を「○（効果的に実施できた）」とした。	○
(エ) 話し合い活動に参加できるように、事前に特別支援学級で、見立て活動や話し合いの学習をする。	事前学習での発表方法と同じであったため、自信をもって「鉄砲に見える。」と発表することができた。 また、見立てたものを発表する経験をしていたことで、友達の作品について話し掛ける姿が見られた。学習目標の「友達とのやりとりを通して、楽しく創作活動に取り組むことができる。」の達成に役立ち、交流及び共同学習の他教科等においても事前学習をすることが効果的で、特別支援学級と交流学級の授業での指導方法や教材を共有して連携することは重要であるとし、評価を「○（効果的に実施できた）」とした。	○

4) つなぎ愛シートの合理的配慮との関連の結果

個別の配慮の評価から、交流及び共同学習においてX児にとって必要な変更・調整について検討することで、つなぎ愛シートの充実につなげていくことができる。そのため、個別の配慮の検討してきた内容や評価を参考に、つなぎ愛シートにおける合理的配慮の記載内容の修正点について、特別支援学級担任から意見を伺った。

個別の配慮の「(ウ) 友達との話し合い活動や発表で、X児が発言しようとする際、特別支援学級担任が発表を促したり言葉を補ったりする。」の評価より、X児の傍で教員の支援が必要な場合は、主に話し合い活動や自分の考えを表現する場面であり、その支援の方法として、言葉を促したり補ったりX児の発言を相手に伝えたりすることが効果的であったと特別支援学級担任は考えた。交流及び共同学習では、特別支援学級担任だけでなく、授業によっては支援員等が支援することが考えられるため、具体的な表現の方が共通理解を図りやすく、X児にとってより充実した合理的配慮の提供になると特別支援学級担任は考えた。そこで、交流及び共同学習における支援の場면을「必要に応じて」から「話し合い活動や自分の考えを表現する場面では、」に、「X児と周囲の子供をつなぐ役割を果たすことや、X児の気持ちを受け止めて代弁したり、」を「X児の気持ちを受け止めて、言葉を促したり補ったり、発言を相手に伝えたり、」に修正し保護者に提案することとした。

教員間の連携に関して、個別の配慮の「(エ) 話し合い活動に参加できるように、事前に特別支援学級で、見立て活動や話し合いの学習をする。」の評価から、特別支援学級の取組と交流学級の取組をつなげて授業することが重要であると特別支援学級担任は述べた。また、個別の配慮の検討過程を通して、目標や困難さの共有が必要であると考え、特別支援学級担任と交流学級担任、支援員がより効率的に連携が取れるように、「連携を密に取り」としていたものを「交流学級担任と交流及び共同学習の目標や予想される困難さを共有して、そのために特別支援学級での事前学習等や交流学級でいる際にどんな配慮が必要かを話し合い、」と具体的な表記に修正し保護者に提案することとした。

以上のことより、特別支援学級担任は、個別の配慮を検討や評価を通して、X児に対して配慮すべき場面や方法が明らかとなり、つなぎ愛シートにおける合理的配慮の記載内容をより具体的な表記へと修正したことが確認できた。

表 8-14 には、修正前の合理的配慮と保護者に提案する合理的配慮を示す。波線が修正前で、下線が修正箇所である。

表 8-14 個別の教育支援計画「つなぎ愛シート」の修正案

修正前の合理的配慮	修正予定の合理的配慮
交流学級で学習の際には、必要に応じて担任や支援員が付き添い、支援を行う。教員がX児と周囲の子供をつなぐ役割を果たすことや、X児の気持ちを受け止めて代弁したり、活動の手本を示したりすることを通して、友達との関わりを増やしていけるようにする。	交流学級で学習の際には、話し合い活動や自分の考えを表現する場面では、担任や支援員が付き添い、支援を行う。教員がX児の気持ちを受け止めて、言葉を促したり補ったり、発言を相手に伝えたり、活動の手本を示したりすることを通して、友達との関わりを増やしていけるようにする。
交流学級担任や支援員と連携を密に取り、そのときそのときのX児の様子に合わせて柔軟に対応できるようにする。必要に応じて、作業療法士や言語聴覚士の助言をいただき、学校での指導にいかす。	交流学級担任と交流及び共同学習の目標や予想される困難さを共有して、そのために特別支援学級での事前学習等や交流学級でいる際にどんな配慮が必要かを話し合い、そのときそのX児の様子に合わせて柔軟に対応できるようにする。必要に応じて、作業療法士や言語聴覚士の助言をいただき、学校での指導にいかす。

(.....修正前)

(.....修正箇所)

(2) B小学校の実践

1) 交流及び共同学習における個別の配慮の検討の結果

B小学校では、普段の授業づくりに反映させられることを考え効率よく検討するために、理科担当教員が設定した学習活動に関して、特別支援学級担任と地域実践研究員が打ち合わせをし、検討を進めた。

① 予想される困難さ

特別支援学級担任が、困難さを予想しながら、手立てについてすぐには思いつかないことを述べており、困難さと手立てを同時に考えていたことが確認された。困難さを予想するに当たって、特別支援学級担任は、「授業の学習活動を詳細に知る必要がある。」、また理科担当教員は、「特別支援学級担任の協力が必要である。」と述べていた。特別支援学級担任が挙げた困難さを表 8-15 に示す。

表 8-15 特別支援学級担任が挙げた予想される困難さ

困難さ①	グループでの実験の際積極的に活動できず、友達に言われるのを待つ。
困難さ②	記録や考察を記入する際、活動に取り組めなくなる

② 個別の配慮の検討

表 8-15 の予想される困難さに関して、Y児の実態を関連させ、交流及び共同学習で必要とされる配慮を特別支援学級担任と地域実践研究員で話し合った。検討した内容と配慮について、表 8-16 に示す。

個別の配慮の検討に関して、検討後、両担任は、「Y児の実態を的確に把握しておくことが重要だ。」と述べていた。

困難さの要因からX児のできていることを関連させて検討することで、Y児に必要な配慮を検討することができた。地域実践研究員の助言が実態の整理につながることもあり、複数で検討することで、Y児に必要な配慮が検討されやすくなることがわかった。Y児に応じた配慮を検討するに当たって、学習内容がわかっていることと、Y児の実態をよりの確に把握しておく必要があり、教員間で情報共有しておくことが重要であると確認された。

表 8-16 予想される困難さからの検討内容と検討した配慮

予想される困難さ	検討内容	検討した配慮
困難さ① グループでの実験の際、積極的に活動できず、友達に言われるのを待つ。	地域実践研究員の提案で、障害特性について確認した上で検討したところ、グループ活動で積極的に活動できないのは、Y児が自信がもてていないためであり、活動内容を理解することが必要であると考えられた。 そこで、Y児は特別支援学級では視覚支援を活用すると理解につながり易いことから、理科の実験の方法や器具を写真で示すことで、活動内容が分かり自信をもってグループでの実験に参加し易くなると考えた。よって、活動の始めには、教科書の実験の様子の写真を黒板に提示し、活動内容を確認することとした。	活動の始めには、教科書の実験の様子の写真を黒板に提示し、活動内容を確認する。
	特別支援学級の教室では、特別支援学級の友達や特別支援学級担任に対しては積極的に活動できるとともに、自信がもてた活動に関しては取り組み易いというY児の実態から、理科の実験での活動や係活動を事前に学習しておくことで、自信をもってグループ活動に参加できるようになると考えた。よって、実験での役割の活動内容を特別支援学級で事前に伝えておくこととした。	実験での役割の活動内容を事前に伝えておく。(特別支援学級での事前学習)

表 8-16 予想される困難さからの検討内容と検討した配慮（続）

困難さ② 記録したり 考察を記入 したりする 際、活動に 取り組めな くなる。	理科の実験の考察を記入する際に活動し難くなるのは、Y児の実態として、自分の考えや気持ちを表現する語彙の課題があるとともに、集団の中では緊張し、自信がもてないことが要因であると考えられた。 また、理科の実験での考察をノートに記入する際は、理科担当教員が、書き始めを知らせるとともに、容器の変化等を質問することで、Y児が記載内容に自信をもちながら取り組めるようになると考えた。よって、考察でノートに記入する際、「空気をあたためると、」等と書き始めを知らせるとともに、空気の変化について教員が質問することで、記述できるようにすることとした。	考察でノートに記入する際、書き始めの言葉を知らせるとともに、空気の変化について教員が質問することで、記述できるようにする。
--	---	--

③ 授業の見直しと個別の配慮の決定

検討した配慮を交流学級在籍の児童にも必要かを特別支援学級担任と理科担当教員で見直した結果、視覚的な支援によって活動内容を理解し易い児童が交流学級にも在籍していることから、「活動の始めには、教科書の実験の様子を写真を黒板に提示し、活動内容を確認する。」について、学級全体への「支援及び留意点」とした。

なお、検討した配慮のうち、学級全体への支援としたものについては、表 3-11 において「★（学級全体への支援）」で示し、個別の配慮については、「☆（個別の配慮）」で示す。

以上のことより、見直しをしたことで、個別の配慮や学習の支援の対象が明確になることがわかった。次に、検討した個別の配慮の中で必要と考えた、交流及び共同学習の事前学習について述べる。

表 8-17 交流及び共同学習における個別の配慮検討シート

(B小学校 Y児) [理科 10月12日(金) 2時間目]

教科・単元名	通常の学級		特別支援学級	
	理科「ものの温度と体積」		理科「ものの温度と体積」	
本時の目標	・空気は温めたり冷やしたりすると、その体積が変わることを理解する。 ・実験グループの児童がお互いに協力して、安全に実験する。		・空気は温めたり冷やしたりすると、その体積が変わることを理解する。 ・友達と関わって、安全に実験をする。	
学習活動	予想される児童の困難さ	・要因として考えられること ◎得意なこと、できること	検討した配慮	評価 ○△
・前時の予想を振り返る ・丸底フラスコに栓をして、栓を下に向け、中の空気を温める。 ・少しへこませたマヨネーズの容器に蓋をして湯につけ、中の空気を温める。 ・マヨネーズの容器に蓋をして、氷水につけ、中の空気を冷やす。 ・結果を記録する。 ・実験結果から分かることをまとめる。	① グループでの実験の際、積極的に活動できず、友達に言われるのを待つ。	・言葉だけの指示よりも視覚支援を活用すると理解し易い。 ・慣れていない友達に対する関わり方が分かり難い。 ◎慣れた場所（特別支援学級の教室）や慣れた大人相手だと積極的に活動し易い。慣れた大人相手でも、まわりに友達がいると静かにしていることが多い。 ◎自信があると取り組み易い。	★活動の始めには、教科書の実験の様子を黒板に提示し、活動内容を確認する。 (サ) ☆実験での役割の活動内容を事前に伝えておく。(特別支援学級での事前学習)	/ ○
	② 記録や考察を記入する際、活動に取り組めなくなる	・言葉だけの指示よりも視覚支援を活用すると理解し易い。 ・初めての活動や友達がどう思うかが気になって、緊張や不安感、自信のなさがあり、静かなことが多い。慣れている教員や特定の友達とは関わりがみられる。 ・自分の考えや気持ちの表現のために語彙を広げることが課題である。 ◎選択肢があれば、自分の意見や気持ちを選ぶことができる。 ◎穴埋めの文は、自分の意見や気持ちを書けることもある。	(シ) ☆考察でノートに記入する際、書き始めの言葉を知らせるとともに、空気の変化について教員が質問することで、記述できるようにする。	○

☆個別の配慮 ★学級全体への支援

個別の配慮の評価…○効果的だった。 △改善が必要。

2) 事前学習の内容及び実施の結果

個別の配慮の「(サ) 役割の活動内容を事前に伝えておく」について、特別支援学級においてY児への事前学習を計画し実施した。

① 事前学習の目標

個別の配慮の「(サ) 役割の活動内容を事前に伝えておく」に関して、特別支援学級担任が初めに立てた目標は、「未経験な場面においては活動の流れを予告したり、事前に体験させたりすることで参加への意欲をもたせ、達成することによって自信を高められるようにする。」とした。理科に向けての評価につなげられるように、地域実践研究員から学習目標を具体的に設定することを提案し、「理科の実験に向けて、実験道具や活動の流れを知り、見通しがもてるようにするとともに、自分の役割や実験方法を

事前に確認しておくことで自信を持って取り組めるようにする。」とした。

Y児の自立活動の区分（特別支援学校学習指導要領（文部科学省，2017a））の「心理的な安定」と「人間関係の形成」に該当している。Y児が、自信をもって集団に参加して行ける力を身に付けさせたいため、自立活動の時間における指導で実施することとした。表 8-18 に事前学習の指導略案を示す。

表 8-18 自立活動の学習指導略案（事前学習）

指導者 特別支援学級担任

日 時	平成 30 年 10 月 11 日（木） 3 時間目	場 所	自閉症・情緒障害特別支援学級教室、 理科室
単元名	理科の実験に向けて事前に活動内容を確認しよう		
本時の 目標	理科の実験に向けて、実験道具や活動の流れを知り、見通しがもてるようにするとともに、自分の役割や実験方法を事前に確認しておくことで自信を持って取り組めるようにする。		
段階	学習活動	学習上の支援及び留意点（Y児）	
導 入	① 始まりの挨拶	・視線を合わせ、挨拶のタイミングを分かるようにする。	
	②授業の予定を確認する	・活動内容への見通しがもてるように、黒板に本時の予定を書く。	
展 開	③役割の確認する	・実験グループのメンバーを書き出し、それぞれの役割を確認する。	
	④理科室に移動する		
	⑤授業で使用する実験道具を確認する	・実験器具名の書いた写真を提示し、実際に手にとって確認する。	
	⑥実際に活動する ・準備係の練習をする ・実験器具の操作をする	・Y児が困ったときには、もう一度役割を確認したり、やり方がわからない場合は、教科書等で確認する。	
まとめ	⑦終わりの挨拶	・視線を合わせ、挨拶のタイミングを分かるようにする。	

② 事前学習の実施結果

特別支援学級担任は、授業の工夫として、特別支援学級担任は理科の授業を想定して、実験器具の説明をし、器具に慣れるようにするとともに、Y児の役割としての準備係の活動内容を写真や実物を用いて確認することとした。準備での教員からの指示については、当日の指示の内容が変わることも想定し、5～6 パターンの指示を出し、準備ができるように練習するようにした。実験器具の写真や実験の様子の拡大写真は、理科の授業で使用するものを提示することとした。

学習目標の「理科の実験に向けて、実験道具や活動の流れを知り、見通しがもてるようにするとともに、自分の役割や実験方法を事前に確認しておくことで自信を持って取り組めるようにする。」については、Y児は、理科の実験内容が分かり、一人で準

備物を持って来ることができた。準備する物がない場合は、特別支援学級担任の近くに行くことで足りないものをもらってることができた。

以上のことから、学習目標を具体的に設定したことで、理科の授業を想定した活動が事前学習で実施できることが確認された。準備係や実験器具の操作については、Y児は自信をもって取り組めることが分かり、同じ器具や提示物を使用することで、理科「ものの温度と体積」でも実験グループでの活動に参加し易くなるであろうことが確認された。

表 8-19 理科 学習指導略案（交流及び共同学習）

学 級	交流学級 第4学年 自閉症・情緒障害特別支援学級		指導者	理科担当教員	
日 時	平成30年10月12日（金） 9:40～10:25			場 所	理科室
単元名	ものの温度と体積				
本時の 目標	交流学級		自閉症・情緒障害特別支援学級		
	・空気は温めたり冷やしたりすると、その体積が変わることを理解する。 ・実験グループの児童がお互いに協力して、安全に実験する。		・空気は温めたり冷やしたりすると、その体積が変わることを理解する。 ・友達と関わって、安全に実験する。		
本時のめあて：あたためた空気がどうなるのか実験しよう					
段階	学習活動		支援及び留意点 ◇評価〈 〉評価方法		Y児の合理的配慮
導入	○前時の予想を振り返る				(サ)
展 開	○丸底フラスコに栓をして、栓を下に向け、中の空気を温める。		★活動の始めには、教科書の実験の様子の写真を黒板に提示し、活動内容を確認する。 ○実験の際 ・4～5人グループを作る。 ・グループのメンバーは、児童の実態に合わせて、教師が編成をする。 ・役割（班長、片付け、発表 等）を一人一役決める。		☆役割の活動内容を事前に伝えておく。（特別支援学級での自立活動）
	○少しへこませたマヨネーズの容器に蓋をして湯につけ、中の空気を温める。		○やけどをしないようにゴム手袋をさせる。 ◇安全に実験できているか(技)		
	○マヨネーズの容器に蓋をして、氷水につけ、中の空気を冷やす。		○ワークシートに、結果は容器や栓が「どうなったか」を意識して記録させる。		
	○結果を記録する。		○記録の表現の違いなど、多様な結果を意図的に取り上げる。		
まとめ	○実験結果から分かることをまとめる。		◇実験結果から空気の温度と体積の関係について考察し、ノートに書いているか。 (知・理)		(シ) ☆考察をノートへ記入する際、「空気をあたためると、」と書き始めを知らせるとともに、空気の变化について教師が質問することで、記述できるようにする。
準備物		・丸底フラスコ・マヨネーズの容器・湯・氷水・発砲ポリエチレンのせん ・タオル・ゴム手袋・たらい・実験の様子の写真・実験器具の写真			

☆個別の配慮 ★学級全体への支援

3) 交流及び共同学習の実施と個別の配慮の評価の結果

① 交流及び共同学習の事前準備と実施

事前学習の実施後に特別支援学級担任と理科担当教員で打合せをし、事前学習で使った教科書を拡大した写真や実験器具の写真等の提示物を活用することとした。事前学習での様子を踏まえ、表 8-19 に示す理科の学習指導略案に沿って、授業を実践した。次に、授業実践における個別の配慮の評価を述べる。

表 8-20 個別の配慮の評価

個別の配慮	評価の理由	評価
(サ) 役割の活動内容を事前に伝えておく。(特別支援学級での事前学習)	Y 児は事前学習で取り組んだ実験における係仕事は、練習の通りに実験器具を持って来ることができていた。実験グループの編成を工夫したことで、友達からの関わりが多く見られた。その反面、友達が指示してくれる場面もあり、予定していた係活動よりも活動量が少なくなった。実験器具の扱いに慣れていて、グループの友達と交代しながら実験器具を持って安全に実験をすることができ、学習目標の「友達と関わって、安全に実験する」の達成に役立ち、体育等で新しい運動をする場合でも事前学習が効果的であることから、評価を「○（効果的に実施できた）」とした。	○
(シ) 考察でノートに記入する際、書き始めの言葉を知らせるとともに、空気の変化について教員が質問することで、記述できるようにする。	教員が書き始めの文を伝えた後、「どうなる。」とたずねたことで、板書をヒントに、「体積が大きくなった」と考察をノートに記入することができた。学習目標の「空気は温めたり冷やしたりすると、その体積が変わることを理解する」ことの達成に役立った。交流及び共同学習の考察の場面では、教員が傍で質問をしたり選択肢を提示したりすることが必要な配慮であるとし、評価を「○（効果的に実施できた）」とした。	○

② 個別の配慮の評価

個別の配慮に関して、「児童生徒の学習目標の実現・達成に役立つこと」の視点で、特別支援学級担任と交流学級担任、地域実践研究員が個別の配慮検討シート(表 8-17)と授業記録用紙(図 8-3)に地域実践研究員が記載した記録を用いて評価した。授業記録に関しては、個人情報にも触れていることから、ここでの紹介は省略する。評価の結果を表 8-20 に示す。

交流及び共同学習と事前学習の教材や指導方法を共有することで、Y 児の見通しや

集団への参加のしやすさにつながっていた。Y児への関わりが期待できる友達を同じ実験グループにしたことで、児童同士の関わりが多く見られたが、Y児への友達からの支援が多くなることもあり、お互いの理解を深める取組が必要であることがわかった。具体的に配慮の方法を記載し、教員間で配慮の意図を共有することで、検討段階では同席していない理科担当教員が適切に配慮できることが確認できた。

（４） つなぎ愛シートの合理的配慮との関連

個別の配慮の評価から、交流及び共同学習においてY児にとって必要な変更・調整について検討することで、つなぎ愛シートの充実につなげていくことができる。そのため、個別の配慮の検討してきた内容や評価を参考に、つなぎ愛シートにおける合理的配慮の記載内容の修正点について、特別支援学級担任から意見を伺った。

個別の配慮「(サ) 役割の活動内容を事前に伝えておく。(特別支援学級での事前学習)」の評価より、交流及び共同学習の内容を事前に確認したり、練習したりすることで、授業でY児が力を発揮でき、その姿を見て交流学級の友達の理解が広がることが期待できる。それがY児の自信にもつながると特別支援学級担任は考えた。事前学習がY児にとって効果的な配慮であり、特に保護者や教員間で共有する必要がある内容として、「交流及び共同学習に向けたY児に対する事前学習の実施」を保護者とのつなぎ愛シートの合理的配慮の合意形成に向けて、学校側から情報提供していく内容とした。個別の配慮の「(シ) 考察でノートに記入する際、書き始めの言葉を知らせるとともに、空気の変化について教員が質問することで、記述できるようにする。」については、交流及び共同学習の他の授業や教科で必要であるとはしつつも、保護者や教員間で共有する必要まではないと判断していた。

特別支援学級担任は、個別の配慮の検討や評価から、Y児に必要な配慮の方法として事前学習の実施を具体的に挙げ、つなぎ愛シートの合理的配慮に追記していくことが確認できた。

4. 考察

本研究では、小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の交流及び共同学習において、つなぎ愛シートにおける合理的配慮の記載内容の充実のための留意点を県内の小学校での実践を通して整理することを目的としている。小学校の教員が自閉症・情緒障害特別支援学級在籍の児童を対象とした授業を行い、そこで必要とされる個別の配慮の検討や評価及びつなぎ愛シートの合理的配慮への関連を検討する過程から考察し、留意点を述べる。

（１）交流及び共同学習における個別の配慮の検討について

個別の配慮の検討の結果より、A小学校、B小学校共通して、児童の困難さの要因と児童が普段の各学級の授業場面でできることを情報共有し、困難さに関連付けて検討することで児童に必要と考えられる配慮を挙げることができた。両小学校の特別支援学級担任の共通な意見として、個別の配慮の検討過程の中で、困難さから児童の実態を関連させることが特に重要であると述べた。「特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の自立活動の指導に関する研究」（国立特別支援教育総合研究所，2016）において、自閉症のある児童生徒の実態把握に際して、「児童生徒の表面上の困難さにとらわれて、その背景（理由）を十分に考慮せずに対応することは、本当の意味で彼らの課題を改善することにならない。」と述べている。また、横澤、及川（2018）は、児童の学びやすさ・分かりやすさに即した授業づくりにおいて、「子どもの課題のみに着目するのではなく、得意なことからその子どもの学びやすさにつなげることが重要である。」と述べており、児童に必要な配慮に生かすための情報として「できること・得意なこと」を困難さに関連させて検討することが重要であると考えられる。よって、個別の配慮の検討の際は、児童の困難さの要因やできること等の児童の実態を関連させて整理し、検討することが留意点として大切であると考ええる。

また、A小学校では、特別支援学級担任と交流学級担任が児童の実態について情報共有し、アイデアを出し合ったことで、特別支援学級担任が困難さを予想した際に挙げた手立て（2つ）よりも個別の配慮を具体的に表記し、多く（5つ）検討できた。B小学校では、特別支援学級担任と地域実践研究員が検討することで、Y児の実態把握を充実させ、個別の配慮を検討することができた。特別支援学級担任と交流学級担任が情報共有することや特別支援学校教員の助言によって、児童の実態がよりの確に把握できることがわかった。また、複数名で検討することで、検討できる配慮が充実することが確認できた。A小学校では、つなぎ愛シートの合理的配慮を関連させたことで、困難さの予想がしやすくなり、困難さに対する配慮の方法として参考となり、つなぎ愛シートを活用することで、本人や保護者のニーズに応じた個別の配慮を検討できることもわかった。以上のことより、個別の配慮を検討する際は、児童の実態と

ともに、つなぎ愛シートの合理的配慮を特別支援学級担任と交流学級担任、教科担任、支援員等の児童に係る教員間で共有しておくことで、児童の実態がよりの確に把握でき、児童に応じた配慮の検討につながると考えられる。よって、困難さの予想や児童に応じた配慮を検討するため、児童の実態やつなぎ愛シートの合理的配慮を児童に係る教員で共有することが留意点として重要である。

特別支援学級担任と交流学級担任等で検討した配慮を個別の配慮なのか、交流学級在籍の児童にも必要な支援なのかを見直すことで個別の配慮や学習の支援の対象が明確になることが、両小学校で共通して確認された。配慮の対象が明確になることにより、授業内での指導の内容や指導の方法、教員の役割が具体的に検討でき、より児童に応じた配慮が行われると考えられる。合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定されるものであるため、つなぎ愛シートにおける合理的配慮の記載内容の充実につなげるためにも、対象の児童に応じた配慮の内容や方法を明確にしていくことが重要であると考えられる。よって、個別の配慮を検討する際は、検討した個別の配慮が交流学級在籍の児童にも必要かを見直し、配慮や支援の対象を明確にすることが留意点として重要であると考えられる。

以上のことより、交流及び共同学習における個別の配慮の検討結果から整理された留意点を表 8-21 に示す。

表 8-21 つなぎ愛シートの合理的配慮の記載内容を充実させるための留意点

留意点 1	交流及び共同学習で予想される困難さについて、その要因や子供のできること等の実態を関連させて整理した上で、個別の配慮を検討する。
留意点 2	個別の配慮の検討の際は、困難さを予想し、個別の配慮を検討するため、関係する教員間で、子供の実態やつなぎ愛シートの合理的配慮を共有する。関係する教員とは、特別支援学級担任、交流学級担任、教科担任、支援員等である。
留意点 3	個別の配慮の検討の際は、配慮の対象を明確にするため、個別に検討した配慮が交流学級在籍の児童にも必要か見直す。

（２） 事前学習の内容及び実施について

事前学習の実施結果より、両小学校が共通して、事前学習の学習目標を交流及び共同学習の学習目標に関連させ、具体的に設定したことで、授業間で共通した指導方法や教材の活用となり、対象児童の理解や安心につながることが確認された。「交流及び共同学習ガイド」（文部科学省，2008）において、自閉症・情緒障害のある子供に必要な配慮として、「急激な変化を苦手とする場合が多いことから、計画された活動を急に変更することがないようにする」ことが示されている。自閉症・情緒障害特別支援学級在籍の児童にとって、指導方法や教材が共通していることは、安心につながり、集団へ参加し

やすくなることから、事前学習では、交流及び共同学習の学習目標を関連付けた具体的な目標を設定することが留意点として重要であると考え。事前学習の内容及び実施の結果から整理された留意点を表 8-22 に示す。

表 8-22 つなぎ愛シートの合理的配慮の記載内容を充実させるための留意点

留意点 4	事前学習では、交流及び共同学習の学習目標を関連付けた具体的な目標を設定し、授業間で共通の指導方法や教材を活用する。
-------	---

(3) 交流及び共同学習の実施と個別の配慮の評価について

個別の配慮の実施と評価の結果から、A小学校では、個別の配慮を具体的に示すことで、特別支援学級担任と交流学級担任が配慮を行う意図を共有し、授業内で立場が入れ替わってもX児に応じた配慮が行われることが確認された。B小学校でも、支援方法を具体的に示していたことにより、検討段階では同席していない理科担当教員と特別支援学級担任が共通理解しやすくなり、理科担当教員が適切にY児への配慮を行えることが明らかとなった。交流及び共同学習においては、指導体制によって交流学級担任や教科担任、特別支援学級担任、支援員等が柔軟に対応し、児童に応じた適切な配慮を行うことが求められる。関係する教員間で配慮の内容や方法、配慮を行う意図を具体的に共有することで、児童に必要な配慮を教員間で連携しながら柔軟に対応できると考える。個別の配慮を検討する際は、児童に必要と思われる配慮の内容や方法、配慮を行う意図について、具体的に表記することが留意点として重要であると考え。

両小学校に共通して、対象児童が関わり易い友達をグループに入れたり、少人数にしたりとグループ編成を工夫することで、対象の児童が活動に参加し易くなることがわかった。またB小学校では、交流学級在籍の児童がY児に支援しすぎる場面もあり、お互いの理解を深める取組が必要であることが確認された。「交流及び共同学習ガイド」

(文部科学省, 2008) では、自閉症・情緒障害のある子供への配慮として、「集団活動に参加することが苦手な子どもが多いことから、少人数による活動から徐々に人数を増やしていったり、子ども同士の相性を考慮したりするなど工夫をする」ことが示されている。また、「地域実践研究交流及び共同学習の推進に関する研究」(国立特別支援教育総合研究所, 2018) では、障害のある児童生徒の理解について、日々の活動の中で子供同士の理解を深めることがあるとしながらも、障害のある児童生徒の好きなこと、苦手なこと、コミュニケーションの方法、必要な支援や協力の仕方を事前に伝える等の取組を進めることの大切さを述べている。このことから、グループ編成の工夫や、障害のある児童の理解を深めていけるような取組をすることで、対人関係に課題のある自閉症・情緒障害特別支援学級在籍の児童が、集団に参加し、個別の配慮等によって力を発揮し易くなると考える。よって交流及び共同学習の実施の際には、

対象児童にとって、参加し易い集団づくりが重要であると考ええる。

両小学校に共通して、事前学習での教材や指導方法を共通して取り組むことで、対象児童が安心して集団に参加し、理解を深められることが確認された。事前学習の内容及び実施についての考察と同様に、子供の理解や安心した集団参加のために、事前学習では、交流及び共同学習の学習目標を関連付けた具体的な目標を設定することが留意点として重要であると考えられる。

「交流及び共同学習の学習目標の達成に役立つこと」の視点で評価したことで、A小学校において効果が判断し難い個別の配慮について、X児の実態把握が不十分であったこと、それに伴い交流及び共同学習の学習目標の達成につながらない配慮であったことが明らかとなった。交流及び共同学習の学習目標を達成するために役立ったかという視点で、個別の配慮を評価することで、対象児童にとって適切な配慮が行われていたか評価できることが確認された。対象の授業において、対象児童に関する学習上又は生活上の困難全てに対応するのではなく、対象授業の学習目標達成に関して対象児童の実態を焦点化して整理し、配慮を検討することが大切であると考ええる。「インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究」（国立特別支援教育総合研究所，2014）では、合理的配慮を満たすための4つの視点が挙げられている。具体的には、「①障害のある児童生徒について一般的に必要とされる配慮に留まることなく、個々の子どもの実態や教育的ニーズに焦点をあてた配慮が行われていること」、「②児童生徒の成長段階や状況の変化に応じて、合理的配慮について継続的に検討・修正しながら対応を行っていること」「③既存の制度や現状での基礎的環境整備を有効に活用し、小・中学校の設置者の予算で対応できていること」「④障害のある児童生徒に合理的配慮を行うことで、当該児童生徒の学習目標の実現・達成に資していること。」である。本研究においては、④の視点を中心に、「交流及び共同学習の学習目標の達成に役立っていること」を評価の視点とした。実践後の協議によってこの視点は効果的であったと確認できたことから、評価の視点を、学習活動の中で設定する事が重要であると考えられる。今後、つなぎ愛シートの合理的配慮の記載内容の充実のために、上述の4つの視点を参考に評価していく取組が必要である。

以上のことより、交流及び共同学習の個別の配慮の実施と評価の結果から整理された留意点を表 8-23 に示す。

表 8-23 つなぎ愛シートの合理的配慮の記載内容を充実させるための留意点

留意点 5	個別の配慮の検討の際は、教員間で個別の配慮を共有するため、配慮の内容や方法、配慮を行う意図を具体的に表記する。
留意点 6	交流及び共同学習を実施する際は、グループ編成の工夫や、障害のある児童の理解を深めていけるような取組をすることによって、参加し易い集団づくりを行う。
留意点 4 と同様	事前学習では、交流及び共同学習の学習目標を関連付けた具体的な目標を設定し、授業間で共通の指導方法や教材を活用する。
留意点 7	交流及び共同学習における個別の配慮を評価する際は、「交流及び共同学習の学習目標の達成に役立つこと」の視点で評価する。

(4) つなぎ愛シートの合理的配慮との関連について

つなぎ愛シートの合理的配慮への関連について、両小学校の共通した内容として、合理的配慮として事前学習を行うことが共通して挙げられた。「交流及び共同学習ガイド」（文部科学省，2008）では、自閉症・情緒障害の児童生徒に対する配慮すべき内容として、見通しがもてるように視覚的な情報を活用して事前に知らせることが示されている。集団に参加しにくい自閉症・情緒障害特別支援学級在籍の児童に対して、事前に練習や活動の流れを知っておくことが、効果的な合理的配慮の一つであると考えられる。

両小学校とも、個別の配慮の検討及び評価を通して、対象児童に対して配慮すべき内容や方法が明らかとなり、つなぎ愛シートにおける合理的配慮の記載内容がより具体的な表記として示されることができた。このことより、合理的配慮の記載内容の充実のためには、児童の実態から必要と考えられる配慮を検討し、実施後に合理的配慮の視点で評価し、児童に必要な配慮を明確にすること重要であると考えられる。

よって、つなぎ愛シートにおける合理的配慮の記載内容への見直しの際は、児童の実態から必要な配慮を検討し、合理的配慮の視点で評価することで、児童に必要な配慮を明確にすることが留意点として重要である。

以上のことより、個別の配慮の評価の留意点を表 8-24 に示す。

表 8-24 つなぎ愛シートの合理的配慮の記載内容を充実させるための留意点

留意点 8	つなぎ愛シートにおける合理的配慮の記載内容への見直しの際は、子供の実態に応じた個別の配慮を検討し評価する過程を通して、効果的な配慮を明確にし、本人・保護者との合意形成に役立つ情報提供を行う。
-------	---

(5) 総合考察

本研究は、小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の交流及び共同学習において、つなぎ愛シートの合理的配慮の充実に資する個別の配慮の検討及び評価のための留意点（以下、個別の配慮の留意点と記す。）を整理することを目的とした。具体的には、研究協力校において、交流及び共同学習の個別の配慮の検討過程から、特別支援学級担任と交流学級担任の発言や行動、対象児童の行動から留意点と実施した個別の配慮の評価からつなぎ愛シートの合理的配慮への関連について考察した。

個別の配慮の検討及び評価における考察からの留意点と、つなぎ愛シートの合理的配慮への関連からの考察を踏まえて、合理的配慮の充実に向けた交流及び共同学習における個別の配慮を適切に行う留意点を図 8-4 に示した。「個別の教育支援計画リーフレット」（和歌山県，2015）を参考に合理的配慮提供の過程とともに示すことで、個別の配慮を評価し、合理的配慮を充実させるための流れを意識できるよう示した。留意点については、全てを実施する必要はなく、学校の状況に応じ必要な項目について留意することで、より適切な個別の配慮が行えるものと期待する。

交流及び共同学習における個別の配慮の検討についての考察より、児童の実態把握が個別の配慮を検討するために重要であることが確認された。実態を把握するためには、特別支援学級や交流学級での児童の行動観察の情報を関係する教員間で共有することが必要である。留意点の全ての項目は、教員間での情報共有や教員同士が協力して行う取組に関することであり、特別支援学級担任と交流学級担任との連携が特に重要であると言える。

教員間の連携について「専門研究 A インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性とカリキュラムの開発に関する研究」（国立特別支援教育総合研究所，2012）では、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育担当者の専門性の一つとして、関係者との連携に関する専門性を挙げており、通常の学級の担任教員との連携において、「それぞれの場における子どもの捉え方、指導の考え方やその実際について情報を伝える『連絡だけでなく、それぞれの場の指導を踏まえ、交流及び共同学習の指導内容や指導方法・指導時間を共に考えたり、また、それぞれの場における指導を見直したりするなどの「調整」が必要である」と述べている。特別支援学級担任や交流学級担任が一人で考えるのではなく、個別の指導計画や個別の配慮検討シート等を活用して、打合せを行い、連携することが必要であろう。

川合・河口・本渡・野崎（2017）は、「障害のある児童生徒、ない児童生徒、それぞれにおける担任同士の連携のみならず、校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターを積極的に活用すること、学校外における専門機関の活用も必要」と述べている。今回、特別支援学校教員である地域実践研究員がコーディネーター的な役割として個別の配慮の検討に関わったことで、個別の配慮の検討や打合せ時間の設定、情報共有に協力することができた。校内の教員間をはじめ、特別支援学校のセンター的機能等関係機関を活用し、一人の子供に対し、複数の教員が関わり考えていく視点が特

別支援教育に関わる教員の専門性として重要である。そのために、小学校と特別支援学校が情報交換や協同での研修会等を通して、相談し合える関係を深め、特別支援学校のセンター的機能を積極的に活用していくことは必要な取組の一つであると考え。

また、つなぎ愛シートにおける合理的配慮の記載内容の充実のためには、児童の実態から個別の配慮を検討し、合理的配慮の視点から評価することが重要であることが確認された。「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（文部科学省，2012）では、合理的配慮の充実について、「その障害のある子どもが十分な教育が受けられているかという観点から評価することが重要である」とし、例として、個別の教育支援計画について、「各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど、P D C Aサイクルを確立していくことが重要である。」と示している。また、「合理的配慮決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。」とも示しており、合理的配慮の充実のために、合理的配慮提供のP D C Aサイクルを確立することが重要であると考え。本研究では、個別の配慮について、児童の実態から検討し、評価することで、つなぎ愛シートにおける合理的配慮の充実につなげることができた。合理的配慮提供のP D C Aサイクルの中で、合理的配慮の提供や評価だけでなく、子供に必要な個別の配慮について検討し、合理的配慮の視点で評価して行くことが、合理的配慮の充実に関して効果的ではないかと考える。

今後、小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級における交流及び共同学習の推進のために、合理的配慮提供のP D C Aサイクルを確立させることで、子供の必要な配慮を明確にし、つなぎ愛シートの合理的配慮が充実される実践を集めた研究を進めていくことが望まれる。

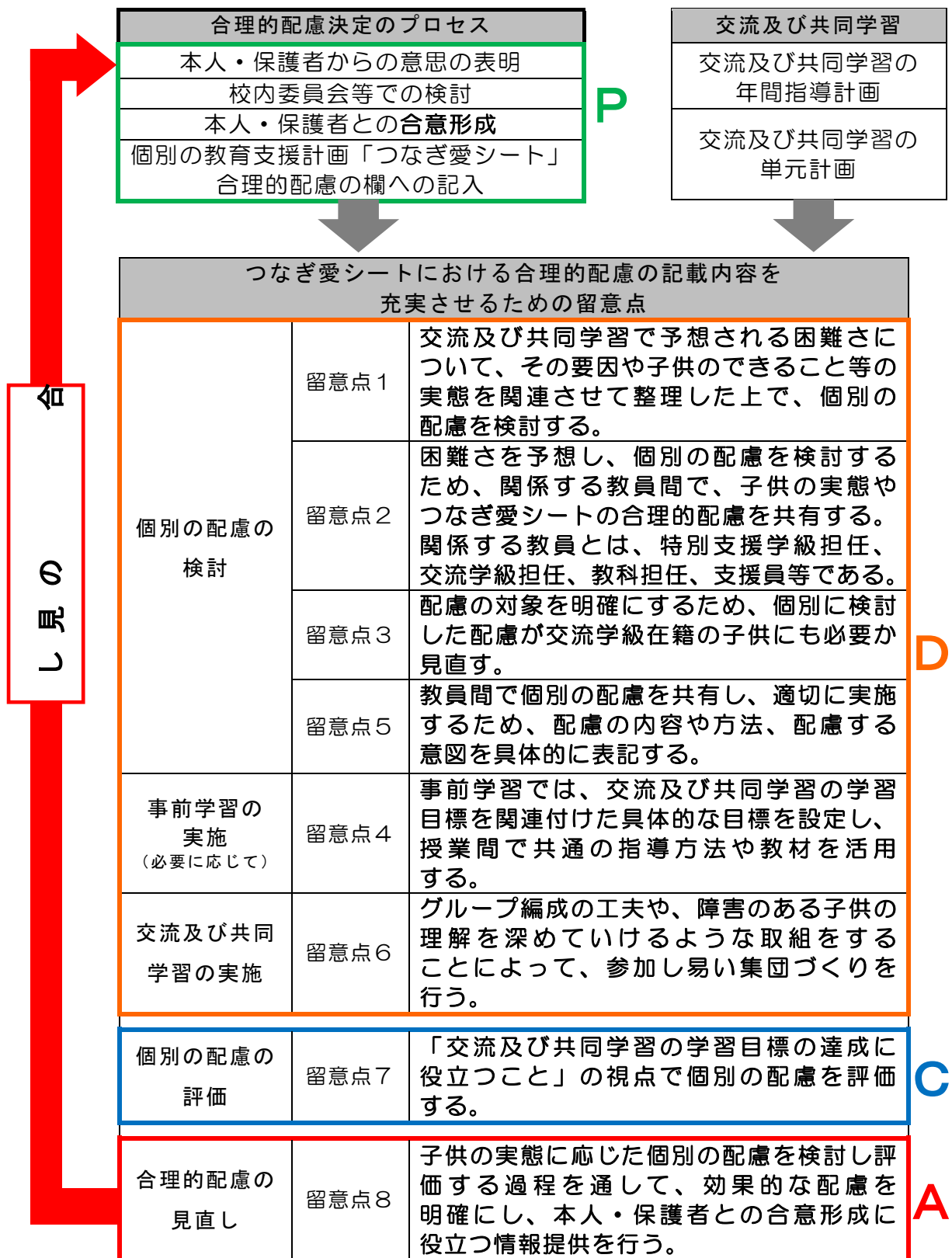


図 8-4 小学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の交流及び共同学習における
つなぎ愛シートの合理的配慮を充実させるための留意点

引用・参考文献

- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2012）専門研究A インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性とカリキュラムの開発に関する研究（平成23年度～平成24年度）. 72-80.
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2014）専門研究A インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究 -具体的な配慮と運用に関する参考事例-. 5, 120-121.
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2015）インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）. <http://inclusive.nise.go.jp>（アクセス日 平成30年5月14日）
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2016）. 専門研究B 特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の自立活動の指導に関する研究. 135.
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2018）地域実践研究 交流及び共同学習の推進に関する研究. 277
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（2018）地域実践研究 地域におけるインクルーシブ教育システム構築に関する研究. 214-219.
- 文部科学省（2008）交流及び共同学習ガイド
http://www.mento.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010/001.htm.（アクセス日 平成30年6月22日）
- 文部科学省（2012）. 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）.
http://www.mext.go.jp/b_menu/shing I C hukyo/chukyo3/044/attach/1321669.htm.
（アクセス日 平成30年6月11日）
- 文部科学省（2017a）. 特別支援学校学習指導要領.
- 文部科学省（2017b）. 小学校学習指導要領.
- 文部科学省（2018a）. 特別支援学校教育要領・学習指導要領解説「総則編」.
- 文部科学省（2018b）. 特別支援学校学習指導要領解説「自立活動編」
- 和歌山県教育委員会（2015）. 特別支援学校版『つなぎ愛シート【個別の教育支援計画】』（教員向け）啓発リーフレット.
- 和歌山県教育委員会（2014）. 平成26年度和歌山県の特別支援教育.
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500200/d00153560_d/fil/31secchi.pdf.
（アクセス日 平成30年11月19日）
- 和歌山県教育委員会（2015）. 平成27年度和歌山県の特別支援教育.
https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500200/d00153558_d/fil/31secchi.pdf.
（アクセス日 平成30年11月19日）

和歌山県教育委員会（2016）. 平成 28 年度和歌山県の特別支援教育.

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500200/d00153556_d/fil/31secchi.pdf.

（アクセス日 平成 30 年 11 月 19 日）

和歌山県教育委員会（2017）. 平成 29 年度和歌山県の特別支援教育.

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500200/d00153546_d/fil/09syoutyuul.pdf.
df.（アクセス日 平成 30 年 11 月 19 日）

和歌山県教育委員会（2018）. 平成 30 年度和歌山県の特別支援教育.

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500200/d00156169_d/fil/09-3-1.pdf.

（アクセス日 平成 30 年 11 月 19 日）

横澤美保・及川祐有子（2018）. 的確な実態把握に基づく指導・支援の在り方に関する研究（最終報告）－学校でのアセスメントの効果的な活用方法の検討を通して－（神奈川県立総合教育センター『研究収録』第 37 集） pp. 25－34

川合紀宗・河口麻希・本渡葵・野崎仁美（2017）. 交流及び共同学習の推進に向けた環境整備－インクルーシブ教育システムの構築を目指して－.（広島大学大学院教育学研究科附属特別支援教育実践センター研究紀要 第 15 号）. 89－96

「つなぎ愛シート（個別の教育支援計画）」

平成27年度早期からの教育相談・支援体制構築事業

『合理的配慮の提供』との関連性を踏まえ、
特別支援学校版「つなぎ愛シート（個別の教育支援計画）」の
県内統一様式を作成しました。



【様式作成にあたって…】

→県内各校様式から共通要素を最大限抽出し、
最低限必要となる情報を取り入れました。

新様式のコンセプト

教育機関が中心となって
保護者とともに作成する
「支援の履歴」

【新たな視点】

- ◆ 保護者の参画を得る仕組み
- ◆ 関係諸機関からの情報提供依頼への対応
(学校間の対応ルールに統一感を)
- ◆ 市町村教育委員会が就学指導段階で活用
できることを想定
- ◆ 就学先決定や就学先変更と合理的配慮の
提供への対応を考慮

大切に、確実ににつなぐ！ ～5つのポイント～

- ① 子どもと保護者をつなぐ
- ② 子どもにかかわる「人」と「人」をつなぐ
- ③ 子ども・保護者と学校（教員）をつなぐ
- ④ 子どもの成長と（効果的な）支援の手立てを
つなぐ
- ⑤ 学校と学校・支援機関をつなぐ

検討に至った経緯

障害者権利条約への我が国の批准に伴い、障害者施策にかかわる様々な法律改正が行われています。特に、障害者差別解消法は、平成28年4月の施行をひかえています。

この法律では、障害者（児）への差別を解消するための措置として、「差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の不提供の禁止」を掲げ、もちろん、教育分野においても合理的配慮の提供が法的義務として求められることになりました。

中央教育審議会初等中等教育分科会報告（平成24年7月）では、教育分野における合理的配慮（3観点11項目）とその基礎となる環境整備（8観点）との関連性をはじめ、合理的配慮の提供内容を個別の教育支援計画へ反映させること等がうたわれています。

県教育委員会では、すべての学校で個別の教育支援計画をより一層効果的・効率的に活用できるよう、特別支援学校教員からなる検討委員会を組織し、この度、合理的配慮の提供と先の諸計画との関係性に着目した『個別の教育支援計画（通称：つなぎ愛シート）』の様式を新たに作成しました。

特別支援学校版つなぎ愛シート検討委員会
和歌山県特別支援学校長会
和歌山県教育委員会県立学校教育課特別支援教育室
平成27年12月



「合理的配慮」について

※参考 中央教育審議会初等中等教育分科会

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」平成24年7月より

①

中央教育審議会初等中等教育分科会報告における合理的配慮

【合理的配慮】

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、

- 学校の設置者及び学校が**必要かつ適切な変更・調整を行うこと**であり、
- 障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要なもの**であり、
- 学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は、過度の負担を課さないもの**と定義されている。

なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに、留意する必要がある。



②

学校における合理的配慮の3観点と11項目

【合理的配慮】の観点① 教育内容・方法

①-1 教育内容

- ①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
- ①-1-2 学習内容の変更・調整

①-2 教育方法

- ①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- ①-2-2 学習機会や体験の確保
- ①-2-3 心理面・健康面の配慮

【合理的配慮】の観点② 支援体制

- ②-1 専門性のある指導体制の整備
- ②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮
- ②-3 災害時等の支援体制の整備

【合理的配慮】の観点③ 施設・設備

- ③-1 校内環境のバリアフリー化
- ③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
- ③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

特別支援学校版つなぎ愛シート検討委員会での確認内容

特別支援学校では、合理的配慮の観点①「教育内容・方法」について、個別の指導計画へ反映されているものと解しました。

特別支援学校では、合理的配慮の観点②③について、不特定多数の児童生徒を対象とする「基礎的環境整備」と重複することが想定されます。しかし、個別性を踏まえた視点から検討することの大切さも確認しました。

合理的配慮の内容例は、中教審報告（上記参考）、教育支援資料（文部科学省）、国立特別支援教育総合研究所インクルーシブ教育システム構築支援データベース（通称：インクルDB）等から情報を得ることができます。

しかし、掲載内容はあくまでも例示であることに留意する必要があります。

【〇〇〇〇支援学校】

つなぎ愛シート【個別的教育支援計画】

表

在校生用

平成 年度作成

本人	フリガナ		性 別	生年月日	
	氏 名			年 月 日生	
	住 所	初年度は保護者に記入を依頼する等の対応をお願いします。 翌年度以降は、学校にてパソコン入力を行うなど、効率化を図る工夫をお願いします。 なお、年度内に加筆修正の必要が生じた場合は、二重線を引いて必要事項をペン書きしてください。 幼稚園対応に向けた項は別内容を設けます。		保護者氏名	
	診 断 名			連絡先	
				育手帳	(平成 年 月交付)
		障害者手帳	種 級	(平成 年 月交付)	
			障害者手帳	級	(平成 年 月交付)
居住地内 学校名	小学校名	【		中学校名	

1 学校生活への期待や成長への願い（こんな学校生活がしたい、こんな子供（大人）に育ってほしい、など）

本人から	「現在」「将来」にとらわれず、保護者の方に自由に記入してもらいます。なお、「本人から」の記載が難しい場合は、保護者による子ども視点での記入または無記入となることも想定されます。 必ずしも三者が同じ内容になる必要はありません。「教員から」の欄は、担任間で話し合いをしたのちに記入し、懇談の機会等を最大限活用し、保護者と共有します。
保護者から	
教員から	

2 現在のお子さんの様子（得意なこと・頑張っていること、不安なことなど）

	保護者に自由に記入してもらいます。なお、箇条書きになることも想定されます。
--	--

3 支援機関による支援

在 籍 校	学校名	在籍校欄は、学校が記入します。		
	学部・学年等	幼 ・ 小 ・ 中 ・ 高	年 担任名：	
相談支援 事業者	事業者名	計画作成担当者：		
医療・福祉 教育・労働 その他 ()	支援機関：	担当者：	連絡先：	
	支援内容：			
	支援期間：	() ~ ()		
	医療・福祉 教育・労働 その他 ()	支援機関：	担当者：	
医療・福祉 教育・労働 その他 ()	支援内容：			
	支援期間：	() ~ ()		
	医療・福祉 教育・労働 その他 ()	支援機関：	担当者：	
	支援内容：			
医療・福祉 教育・労働 その他 ()	支援期間：	() ~ ()		
	医療・福祉 教育・労働 その他 ()	支援機関：	担当者：	
	支援内容：			
	支援期間：	() ~ ()		

4 支援の目標	「支援の目標」を考える際には、保護者や本人の願いをはじめ、子どもの生活面や学習面、身体面、また客観的な指標から読み取れた子どもの力などを丁寧に把握し、その子どもにとっての重点課題を考え、保護者と共通理解を図ります。 この「重点課題」の克服・改善に向けた支援の目標を検討し、その内容について保護者との合意形成を図ります。
学校の指導・支援	家庭の支援（ご家族からの支援）
個別の指導計画に記載される内容と重複することも想定されますが、「いつ」「どこで」「誰が」を念頭におきながら、具体的内容を考えます。 この欄は、学校が記入します。	懇談の機会等を最大限活用し、共有された「支援の目標」に向かって、家族としてできる支援を保護者とともに相談し、聴き取ります。 この欄は、保護者からの聴き取り内容を学校が記入します。

5 合理的配慮の提供
【合理的配慮の観点①「教育内容・方法」については、「個別の指導計画」にその内容等を記載し教育活動にあたります。】
【合理的配慮の観点②「支援体制」、観点③「施設・設備」に関する記載事項（個別性を踏まえて記入します）】
特別支援学校における基礎的環境整備の内容と重複することも想定されますが、この欄には、個別性を踏まえ、合理的配慮の観点②③にかかわる内容を必要に応じて記入します。 なお、「交流及び共同学習」の実施や「災害時等の支援体制」の整備等に必要と考えられる合理的配慮の内容については、個別性を踏まえて積極的に考え、記入するよう努めます。

6 支援会議 等/ 心理・発達検査の記録（必要に応じて別様にて作成を行います。）

7 成長の様子（「4. 支援の目標」を踏まえた記述を行います。）
「4. 支援の目標」に基づく視点で、学校や家庭での成長の様子について、懇談の機会等を最大限活用し、保護者とともに共有します。 この欄は、年度末時期に、学校が記入します。

8 来年度への引継ぎ（第○学年へ向けて）
「7. 成長の様子」を踏まえ、次年度に向けた課題や必要と考えられる支援の内容について、懇談の機会等を最大限活用し、保護者とともに共有します。 なお、子どもにとって新たな学年への進級は、環境の変化に伴うことになります。新たな環境での不安の軽減等、学校生活を送る上で必要と考えられる支援内容（配慮事項）の記載を心がけ、次年度へ適切に引き継ぎます。 この欄は、年度末時期に、学校が記入します。
上記1～5までの内容について確認しました。 平成 年 月 日 保護者確認欄 ☐ 年度末までは、上記「7」「8」を記載し、保護者に最終確認欄への署名をお願いします。 【年度末】記載されているすべての内容について了解し確認しました。 平成 年 月 日 保護者氏名

【〇〇〇支援学校】

つなぎ愛シート (別様) 【支援会議等／心理・発達検査の記録】

別様

在籍校等	フリガナ		性 別	
	氏 名		男 ・ 女	
	学 校 名			
	学部・学年等	幼 ・ 小 ・ 中 ・ 高 年		

No. 【 】 ☐ 支援会議等（関係機関への研修等を含む） ☐ 心理・発達検査				
日 時 等	日 時	年 月 日 【 】 (: ~ :)	会 場	☐ 学校
	出 席 者			☐ その他 ()
協議内容 ／ 検査記録	この欄には、保護者の理解・協力を得て実施した関係機関との支援会議や医療・訓練機関での研修、また校内外で行われた心理・発達検査等の内容・結果について、その要点を記入します。 なお、心理・発達検査等の記録を行う場合は、数値結果のみの記載にとどまらず、読み取った結果をどのように教育活動へ反映させるかの観点から、その要点を記入します。			
引継事項				

No. 【 】 ☐ 支援会議等（関係機関への研修等を含む） ☐ 心理・発達検査				
日 時 等	日 時	年 月 日 【 】 (: ~ :)	会 場	☐ 学校
	出 席 者			☐ その他 ()
協議内容 ／ 検査記録				
引継事項				

No. 【 】 ☐ 支援会議等（関係機関への研修等を含む） ☐ 心理・発達検査				
日 時 等	日 時	年 月 日 【 】 (: ~ :)	会 場	☐ 学校
	出 席 者			☐ その他 ()
協議内容 ／ 検査記録				
引継事項				

合理的配慮の決定に当たって

一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて決定される

設置者・学校・Aさん及び保護者による合意形成

- 1 Aさん及び保護者からの要望
- 2 Aさんの実態把握
 - ・興味・関心
 - ・学習上・生活上の困難
 - ・健康状態等
- 3 均衡を逸した又は過度の負担かどうかの判断など
設置者や学校の財政状況、安全確保の必要性、学校運営への影響、教職員の対応の可否、設置者の体制整備の状況、保護者や専門家の意見等
- 4 個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画にも活用
- 5 合理的配慮の定期的な評価・見直し
Aさんが、十分な教育が受けられているかの視点から

障害の特性への理解と丁寧な実態把握が必要となります。

一律の基準が示されていないため、総合的判断が必要となります。

特別支援学校版つなぎ愛シートへ反映しました。

※スライド①～③ 平成26年度和歌山県特別支援教育啓発セミナー
(文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 特別支援教育調査官 分藤賢之氏資料より引用)

障害者基本法（H23.8改正）では、第16条（教育）に次のような点が示されています。

第16条 国及び地方公共団体は、障害者が、**その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため**、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し**十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重**しなければならない。

Q 1. いつから作成・活用を？

障害者差別解消法が施行される平成28年4月からの作成・活用を想定しています。

Q 2. 作成対象は？

特別支援学校に在籍しているすべての幼児児童生徒を対象とします。

Q 3. 作成時期は？

各学校において、教育計画や個別の指導計画の作成時期等、これまでの取組を踏まえ、タイムスケジュールの検討・再確認をお願いします。

Q 4. 作成間隔は？

毎年度の作成を想定しています。前年度記入分の転載等、効率性には留意します。

Q 5. 卒業後の文書保管は？

学校が作成する文書ですので、原本は学校保管とし、本人・保護者へは写しの提供を想定しています。保管年限は、指導要録等を参考に、今後、適切な期間を検討します。

Q 6. 様式は改訂されるの？

概ね3年間は本様式で活用します。その後、次期学習指導要領の改訂時期や各校の取組状況を把握しながら振り返りを行い、様式改訂の必要性を検討する予定です。

Ⅸ. 全体考察

本研究は、インクルーシブ教育システムの中でも重要な合理的配慮及び基礎的環境整備に関し、地域や学校でどのように概念を普及浸透していくかと合理的配慮をどのように提供していくかを地域と共に検討することを目的とした研究である。参画した4地域の合理的配慮と基礎的環境整備に対する課題意識は違っていたが、研究を進めていく中で、図9-1で示すような各学校の環境整備と各教育委員会が進める基礎的環境整備の充実を軸に考えるべき課題であると考えることができた。

図9-1では、基礎的環境整備と各学校の環境整備と合理的配慮の関係を説明したものだが、各地域の研究では、これらの各学校の環境整備を取り入れ、地域の基礎的環境整備の充実（図9-2）へ接続していく取組であると説明することができる。

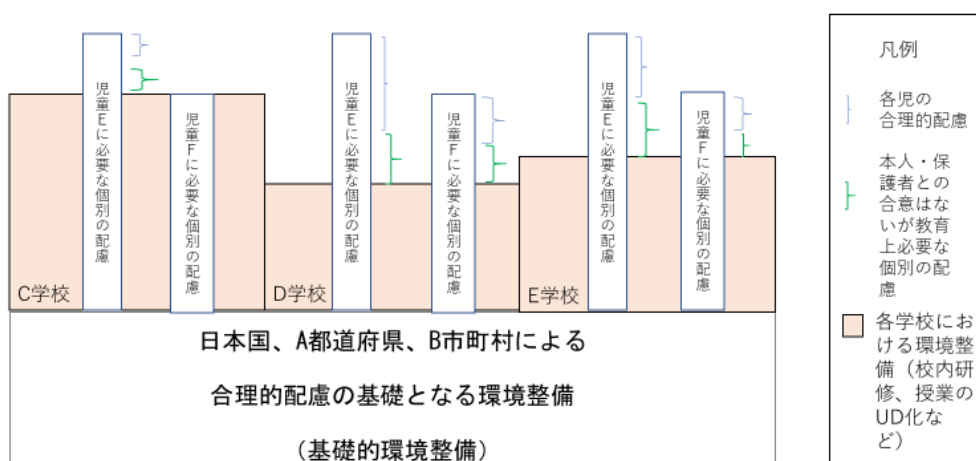


図 9-1 日本国、A 都道府県、B 市町村による各学校におけるある児童の合理的配慮と個別の配慮についての関係